

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和元年12月6日(金曜日)

午前10時1分開会、午後5時30分散会

(うち休憩 午前10時54分～午前10時55分、午前11時58分～午後1時0分、
午後2時52分～午後3時6分、午後5時10分～午後5時12分、
午後5時14分～午後5時14分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、
千葉絢子委員、斉藤信委員、小西和子委員、上原康樹委員

4 欠席委員

千葉秀幸委員

5 事務局職員

赤坂担当書記、須川担当書記、鈴木併任書記、森田併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

菊池文化スポーツ部長、岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長、
藤田参事兼スポーツ振興課総括課長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進
室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、高橋文化振興課総括課長、
佐藤文化振興課世界遺産課長、
菊池オリンピック・パラリンピック推進室特命参事兼ラグビーワールドカップ
2019推進室特命参事、松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長、
高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ
2019推進室大会運営課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長、
大畑教育企画室教育企画推進監、山本教育企画室予算財務課長、
新田教育企画室学校施設課長、山村教職員課総括課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
藤澤学校調整課特命参事兼高校改革課長、
橋場学校調整課首席指導主事兼生徒指導課長、
小久保学校教育課総括課長、小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
里舘学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
佐藤生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) 政策地域部

小野副部長兼政策推進室長、工藤直樹学事振興課総括課長

7 一般傍聴者

3人

8 会議に付した事件

(1) 文化スポーツ部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第3条第3表中

追加中 1

イ 議案第23号 岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

イ 議案第9号 県立学校授業料等条例の一部を改正する条例

ウ 議案第22号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(3) 政策地域部関係審査

(議案)

議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第9項 私立学校費

(請願陳情)

ア 受理番号第4号 私学助成の充実強化等に関する請願

イ 受理番号第5号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。

千葉秀幸委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

この際、先般の人事異動により、新たに就任された方々を御紹介いたします。菊池文化スポーツ部長から新任の方々を御紹介願います。

○菊池文化スポーツ部長 それでは、先般人事異動によりまして就任いたしました文化スポーツ部の職員を御紹介申し上げます。

木村久オリンピック・パラリンピック推進室長です。ラグビーワールドカップ2019推進室長、政策地域部国際室国際監を兼務しております。

菊池学オリンピック・パラリンピック推進室特命参事です。ラグビーワールドカップ2019推進室を兼務しております。

松崎雄一オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長です。

高松秀一オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長です。ラグビーワールドカップ2019推進室大会運営課長を兼務しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○柳村一委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一

般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費のうち文化スポーツ部関係、第3条第3表債務負担行為補正中、追加中1及び議案第23号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○岩渕副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。なお、議案第23号岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案については、私の説明に引き続き、後ほど担当の高橋文化振興課総括課長から御説明申し上げます。

初めに、議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、文化スポーツ部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その1）の3ページをお開きいただきたいと思います。当部関係の歳出予算は、2款総務費のうち8項文化スポーツ費の58万8,000円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の15ページをお開きいただきたいと思います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費の管理運営費の増額は、給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであり、記載の区分の内訳により、58万8,000円の増額を行おうとするものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）8ページをお開きいただきたいと思います。第3表債務負担行為補正の追加の表中、当部関係は一番上段の1、指定管理者による公会堂管理運営業務でございます。これにつきましては、期間を令和元年度から令和6年度までとし、限度額を1億円に設定しようとするものでございます。

補正予算関係の説明は以上でございますが、引き続き岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案について、所管の高橋文化振興課総括課長から御説明いたします。

○高橋文化振興課総括課長 続きまして、文化振興課が所管します岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案について御説明いたします。

関連する議案は、議案（その2）の88ページの議案第23号でございます。指定管理者指定管理議案につきましては、便宜、お手元にお配りしております資料によりまして御説明をさせていただきます。

資料ナンバー1、岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案についてをごらんいただければと思います。まず、1の提案の趣旨についてでございますが、現在の指定期間が令和2年3月31日をもって満了しますことから、次期指定管理者の指定、債務負担行為の設定について議会の議決を求めるものであります。

次に、2の指定管理者候補者の選定の経緯でございます。（1）、選定委員会の概要についてですが、委員4名で構成します岩手県公会堂指定管理者選定委員会を設置しまして選定を行っております。選定委員は、表のとおり、上から都市計画に関する学識経験者、財

務分野、建築に関する学識経験者、施設利用者の方々に委嘱しております。

選定委員会は、9月10日、10月15日の2回開催しております。

(2)の募集の概要についてでございますが、募集要項を9月11日から配付しまして、申請書は9月11日から10月10日まで受け付けております。この間、岩手県ホームページへの掲載及び岩手県公会堂掲示板への掲示等により周知を図っております。

(3)の申請団体数につきましては、1団体でございました。

(4)の選定方法につきましては、選定委員会におきまして書類審査及び面接審査を行った後、指定管理者候補者を決定しております。

(5)の審査結果につきましては、選定委員会における審査は、県民の平等な利用の確保、設置目的の効果的かつ効率的な達成、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点等から、採点基準に基づき各委員ごとに採点、審査した結果、第一商事株式会社、学校法人龍澤学館、株式会社アイ・ビー・シー・開発センター、株式会社総合企画新和を構成団体とするグループが指定管理者の候補者として選定されました。

3の(3)、指定期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間にしようとするものでございます。

4の債務負担行為限度額につきましては、記載のとおりでございます。

以上で文化振興課所管施設であります、岩手県公会堂の指定管理者指定関連議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 まず、給与の改定の問題についてお聞きをいたします。

補正予算額は58万8,000円ですが、4月からさかのぼって給与改定をするでしょうから、実際の給与改定額は58万8,000円ではないと思うのです。総額は幾らなのか。

もう一つは、きのう、千田美津子議員も質問しましたけれども、今回の給与の一部改定は、若い世代を引き上げ、中高年は対象にならないという中身でありました。きのうの質問では、県庁全体の一般職では、引き上げの対象になるのは29.4%と30%弱で、70%は改定なしということでありました。文化スポーツ部の対象者はどうなるのかお聞きします。

○中村企画課長 まず、第1点目の給与額の増額の関係でございます。当部職員、基本となる職員の関係で、先ほど内訳にもありましたけれども、58万8,000円のうち給与の改定所要額が、28万円となっております。それで、当部職員の全体人数が96人ですが、そのうち、若年層の改定の対象職員が22人となっており、全体で22.9%の職員が改定になりまして、職員手当も含めて、増額補正額を22人で割りますと、1人当たり年間1万8,000円余程度の額が増額となっております。

2番目の点につきましても、先ほど御説明しましたとおり、若年層の対象職員が22人で、部全体の22.9%となっております。

○斉藤信委員 文化スポーツ部の場合だと全体の職員の22.9%が対象で、77%の職員は対象にならない。対象にならない職員は、10月から消費税が上がっていますから、その分、

実質賃金が低下することになるのではないのでしょうか。あと、給与が上がる職員についても、平均1万8,000円程度の増額で消費税増税分に見合うのか、その点はいかがですか。

○中村企画課長 今回の改定につきましては、先般行われた県の人事委員会勧告に基づき行われております。消費税の増税がございますので、実質と言われればそうなるかもしれませんが、全体として見れば、県全体の企業給与等を調整して今般0.3%の給与改定になっておりますので、それに応じた改定ということでございます。

○斉藤信委員 わずかでも引き上げですから私は反対しませんけれども、77%が引き上げの対象にならず、10月から消費税が増税をされると、通年ベースでいうと1人当たり、恐らく3万円から5万円ぐらいの増税なのです。だから、見合わない改定だし、改定のない方々は増税の負担だけを押つけられている結果になってしまうのではないかと、これは指摘だけにとどめておきます。

それと、岩手県公会堂の指定管理者の議案はセットで議論するということですね。岩手県公会堂管理運営計画及び収支計画書を見させていただきました。一番問題を感じて、いつも指摘しているのは、県の実施する事業で非正規職員が多いことです。今回の指定管理の正規職員、非正規職員の実態について示してください。

○高橋文化振興課総括課長 今回指定管理予定者から示されました職員配置計画によりますと、期間の定めのない雇用契約で働いている者は正規職員、そして期間を定めた雇用契約で働いている者は臨時採用職員となりますが、正規職員は3名、有期採用職員は6名となっております。

○斉藤信委員 指定管理制度で一番の問題は圧倒的に非正規職員が多いことだと思うのです。岩手県は、県が締結する契約に関する条例を制定して、適正な労働条件の確保を目標にしています。ところが、実際県が行う事業で、圧倒的に非正規職員が多い。こういう状況でいいのかと思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○高橋文化振興課総括課長 今回指定管理予定者から示された職員配置計画につきましては、現行と同じ職員給与のうち、有期採用職員6名となっております。指定管理者制度におきます職員の配置につきましては、それぞれの機能、性質、設置目的に応じまして、必要な職員数を確保し、正規職員に占める割合は指定管理の受託内容、業務の形態によりまして、それぞれ割合が異なるものと考えておきまして、そういった中での有期採用職員の割合と認識しております。

○斉藤信委員 答えになっていないのです。県が行う事業でこんなに非正規職員が多くていいのかと、そこが一番の問題ではないかと私は指摘しているのです。

それで、先ほど正規職員3名とありました。この3名は、いただいた資料によると館長、業務主任、事務員の3人です。この館長の出勤は週2回ですよ。週2回の出勤で正規職員とはどういうことですか。

それと、恐らく事実上の現場責任者は統括責任者だと思いますけれども、この方は有期採用職員で、非常勤なのです。こんなことでいいのですか。週2日の職員が正規職員にな

るのですか。

○高橋文化振興課総括課長 館長につきましては、学校法人龍澤学館の正規職員と聞いておりました、週2日、公会堂で館長として勤務し、全体として正規職員と整理されております。

また、統括責任者につきましては、統括責任者は指定管理代表団体であります第一商事株式会社が派遣する予定と聞いております。統括責任者は、館長の指揮監督のもと、施設設備の事務管理、施設運営、自主事業の統括業務を円滑に連携し、実施していくということでございまして、任期1年ごとの有期採用ということで予定していると聞いております。

○斉藤信委員 館長は週2日しか来ないのだから、事実上、フルタイムで週40時間勤務の統括責任者が現場責任者です。それが有期採用職員、非正規職員でいいのか、そういう責任体制でいいのか。

もう一つは、収支計画書を見ると人件費は正規職員1,200万円、パート、臨時職員は300万円です。たった3人の正規職員で1,200万円はおかしいのではないですか。6人の非正規職員の人件費は300万円がいいのですか。

○高橋文化振興課総括課長 指定管理予定者から提出された収支計画書の人件費の正規職員、パート、臨時職員の内訳につきましては、整理の仕方が異なっておりまして、正規職員、それから有期採用職員につきましては、先ほど申し上げましたとおり、正規職員3名、有期採用職員6名という区分になっておりまして、必ずしも正規職員のところは3名分という捉え方ではなく、指定管理予定者からの報告によりますと、ここにありますが人件費の正規職員分として捉えておりますのは5名分ということでございます。

○斉藤信委員 同じ資料で正規職員は3人、そして収支計画書は1,200万円と書いてあるのです。そんな説明は通らないでしょう。これを選定委員会を見たのでしょうか。おかしいのではないですか。正規職員の人件費に係るあと2人の職員はどの職員ですか。

○高橋文化振興課総括課長 正規職員3名のうちのほかの2名につきましては、学校法人龍澤学館の職員、そして第一商事株式会社から派遣される職員の2名です。

○斉藤信委員 いやいや、最後のページに業務ごとに非正規職員と正規職員で分けているわけですが。私はどの人が非正規職員なのに正規職員扱いになっているかと聞いているのです。ずさんですよ。収支計画書が一番大事な書類でしょう。これが職員配置計画とずれていたら直さなければだめではないですか。それがこんなにすんなり通るような選定委員会がいいのですか。

○高橋文化振興課総括課長 指定管理予定者が提出しました収支計画書につきましては、臨時的に任用する職員につきましては、人件費はパート、臨時職員の区分に計上したという捉え方で記載しておりまして、ずれが生じておりますが、今言いましたとおり、正規職員につきましては5名の職員分を計上しております。

○斉藤信委員 答弁になっていないではないですか。職員配置計画で、正規職員は3人になっており、有期採用職員は6人だと。ところが、収支計画では、正規職員は5人という

のでしょうか。3人以外のあと2人はどこですかと聞いているのです。

○高橋文化振興課総括課長 この収支計画書の正規職員として計上されております5名につきましては、統括責任者、それから業務主任……（斉藤信委員「業務主任は最初から入っている。」と呼ぶ。）そうですね。それから、運營業務2名、事務員1名になります。

○斉藤信委員 そもそも正規職員と非正規職員の分け方がこんなにずさんな収支計画書ではだめですよ。これがすんなり通ったことが信じがたい。収支計画書と職員配置計画というのは一番チェックが可能なところですよ。また、一番チェックしなければならないところなのです。今の答弁とこの資料は全く矛盾しています。

それで、正規職員とパート、臨時職員の給与の水準をお聞きしたい。どうなっていますか。

○高橋文化振興課総括課長 職員の給与の水準につきましては、1時間当たりの平均単価で答えさせていただきたいと思いますが、正規職員は1,175円、有期採用職員は883円となっております。

○斉藤信委員 今の答弁だと、正規職員も時給で給与水準が決まっているということですか。月給ではないのですか。

○高橋文化振興課総括課長 雇用条件等によりまして、月収、年収の統一的な平均を出すことが困難でございますので、時給にした平均単価としてお答えしております。

○斉藤信委員 正規職員というのだったら、それは経験年数その他で給与の水準が違ったとしても、基本的にフルタイムなのでしょう。では、フルタイムの正規職員の月給はどのような水準ですか。そして、パートの場合はどのような水準ですか。月給単位で示してください。

○柳村一委員長 今出せますか。

○高橋文化振興課総括課長 済みません。少しお待ちいただければ、計算してお示しいたします。

○柳村一委員長 斉藤信委員、よろしいですか。

○斉藤信委員 いいですよ。では、事務方に計算していただいて。

収支計画書の35ページ(2)の勤務する職員を見ると、勤務する職員の勤務時間が書かれていますから、週5日、40時間勤務の方々がフルタイム。ただ、今の答弁を聞いて、フルタイムでも正規職員と非正規職員で分かれているところを整理しなければだめだと思うのです。さっきの答弁だと、事実上の責任者はフルタイムだけれども、1年雇用ということでしょう。その整理はきちんとなしないと。私が冒頭に言ったように、指定管理者制度の一番の問題は、県が行う事業で、非正規職員、いわゆるワーキングプアが多いことを指摘している。フルタイムでも正規職員も非正規職員もあるのですから、そういった部分は正確に収支を含めてこの収支報告書は出されなければならない。パートの場合の時給平均は883円ですが、最低基準で883円なのかを明確に示してください。

○高橋文化振興課総括課長 今お示ししました有期採用職員の平均時間単価につきまして

は、最低 790 円から最高 1,011 円まで開きがございますが、法が求めます最低賃金 790 円をクリアしている状況でございます。

○**斉藤信委員** 790 円はことし決まった最低賃金なのです。本当に最低の賃金で雇用している、これは許しがたいです。県が行う事業にかかわって、最低の最低で働かせる、それでいいのかと。それで県が締結する契約に関する条例の精神は生かされるのか。菊池文化スポーツ部長は以前、商工労働観光部長で雇用にかかわってまいりました。こんな最低の水準で雇用する指定管理でいいのか。私たち日本共産党は、最低賃金 1,000 円以上ということを行っています。最近連合は最低賃金 1,100 円以上という要求も掲げていますけれども、県が発注する事業で、せめて最低賃金 1,000 円以上ぐらいに設定する。それで全体の底上げを図ることが必要ではないかと思っておりますけれども、これは菊池文化スポーツ部長にお聞きしましょう。

○**菊池文化スポーツ部長** 指定管理者制度の趣旨については、斉藤信委員も十分おわかりだと思いますが、行政改革、あるいは民間活用ということで普及してきた制度でして、本県もそうした流れの中で導入した制度でございます。第 1 には、公的なコストをできるだけ抑え、最大限のサービスを提供する、あるいは最大限の政策的効果を発揮してもらおうということでございます。本来の理想的な姿としては、指定管理者になった民間事業者にさまざま創意工夫をしていただいて、一定程度の行政コスト、支払いに見合う以上の経済的効果を生み出し、収益も生み出していただくという形でございます。

そういう中で、最近いわゆるデフレ基調でございますので、民間のお金の動きも小さくなっております。安いほうに消費は流れていく傾向もありまして、なかなかお金になって返ってくる事業展開が難しい状況もあります。そうした中で、本県としても指定管理者の運営については、十分配慮して取り組んでいかなければならないという問題意識は当然でございます。財政的にも許される範囲の中で、こうした債務負担行為の検討の中では、この程度の収益規模で賄っていただける最低の費用から始めるのが行政の建前でございます。この中で民間企業、受託者、指定管理者としては、さまざまな創意工夫によって収益を生み出し、なおかつ雇用条件につきましても、よりよい形で賄っていただくことに期待をお願いしている指定管理者制度でございます。今後、指定管理者がさまざまな創意工夫をしていくに当たって、行政としてもさまざまな助言や調整等、できるところはしていきたいと考えております。

○**高橋文化振興課総括課長** 正規職員、有期採用職員の給与水準につきまして、月額平均でお示しさせていただきます。正規職員は 15 万 611 円、有期採用職員は 9 万 1,821 円でございます。これは、平均額になります。この額につきましては、有期採用職員は、勤務時間が例えば午前中のみの職員も含まれておりますので、あくまでも平均でお示しさせていただきます。額に開きがあるということでございます。

○**斉藤信委員** 月給で約 15 万 600 円、年収だと約 180 万円で、200 万円を切りますよ。正規職員でワーキングプアですよ。正規職員でもワーキングプアで、本当にそれでいいのか。

非正規職員はそれ以下ですから。私は指定管理のあり方、安ければ安いほどいいということではないと思うのです。適正な労働条件、賃金水準を確保するような、指定管理をしなかったら、幸福を守り、幸福を育てるといっても、県の事業でワーキングプアをふやしていたらだめではないですか。

岩手県の県が締結する契約に関する条例は、少なくとも県が発注する事業で適正な賃金水準を確保することです。今の答弁を聞いたら、正規職員で月約 15 万 600 円というのは、余りにもひどいのではないのでしょうか。そう思いませんか。おたくの息子が正規職員で月収約 15 万円ではどう思いますか、この水準は、私は余りにも低いと思いますよ。

○高橋文化振興課総括課長 ただいま答弁しました正規職員につきましては、例えば館長の週 2 日の勤務も入っての平均ということになります。

○斉藤信委員 そんなことを言うとまた矛盾が起きるの。さっきの 5 人の中には館長が入っていないの。

今の答弁では、ますます矛盾が拡大する。さっきの答弁では正規職員の 5 人に館長が入っていないのです。だから、あなたの頭の中がごちゃごちゃなのです。何が正規職員で、何が正規職員でないか、わからない答弁になってしまっているのです。笑っている場合ではない。

○高橋文化振興課総括課長 館長につきましては正規職員に整理させていただいており、正規職員 3 名のうちの 1 名になっております。

○柳村一委員長 斉藤信委員に申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも御発言はまとめて、かつ簡潔にされるようお願いいたします。

○斉藤信委員 余りにも答弁が迷走している。人件費について、正規職員 1,200 万円の根拠を尋ねたら、5 人分だと答弁したでしょう。私はその 5 人を確認したら、館長は入らなかった。統括責任者と業務主任と運営業務 2 人、事務員 1 人と答弁したではないですか。こんなことで時間を費やすことが本当に残念でならない。本当は業務の中身も聞いたかったです。管理運営計画書及び収支計画書を選定委員会が 2 回審査したと言っているけれども、本当にずさんな審査ではなかったのか。

それで、収支計画書の中身について一つだけ聞いて終わります。指定管理者といっても 1 者しか申請しない、競争がないという状況になっています。今回、議会にかかった全ての指定管理者の議案が 1 者だけです。だから、もう競争でよりよいものという意義は失われています。そのことを前提に、今の指定管理者が公会堂を管理運営して、県民にとってどういう改善があったのか。そして、今後どういう改善をする計画になっているのか示してください。残念ながらそのことだけ聞いて終わります。

○高橋文化振興課総括課長 先ほどの館長につきましては、収支計画書上の正規職員としてカウントされているのが統括責任者から 5 名ということで御説明させていただいております。

続きまして、指定管理者制度によりまして改善されたことをございますが、指定管理者

による各種自主事業、それから利用促進策がさまざま実施されておりますほか、ホームページ等を活用しました情報発信、さらには利用者の申し出によりまして開館時間、閉館時間を若干延長しているように、利用者のニーズに対応した取り組みがなされております。

今後につきましては、提案の内容の中では、各種自主事業をさらに充実していきたいということ、開館時間、閉館時間につきましても、申し出によりまして30分ずつ早める、延長するという取り組みを検討しております。また、利用料減免などにつきましても独自に対応していきたいという提案もいただいております。

○伊藤勢至委員 通告をしておりますが、岩手県公会堂についてお伺いをしたいと思います。

岩手県公会堂は、県内でも相当古く、歴史的な建造物でありまして、岩手県議会も当初は岩手県公会堂で行われていた経緯があると承知しております。したがって、岩手県公会堂は県民の宝として将来にも残すべきものと考えておりますが、何年に建築され、何年たっているか。そして、これまでリニューアルは何回やってきたのか。あるいは今後、大規模改修の計画があるのかお伺いいたします。

○高橋文化振興課総括課長 岩手県公会堂につきましては、大正12年に、さきの昭和天皇の御成婚を機に計画されまして、施工が大正14年9月10日、竣工が昭和2年6月15日でございます。これまで92年を経過している歴史的な建造物でございます、平成18年10月に国の登録有形文化財に登録されている建物でございます。

これまでの施設整備の状況についてでございますが、平成15年度に岩手県公会堂の今後のあり方につきまして検討しておりますが、岩手県公会堂は全面保存し、利便性の向上を図る一方、できる限り創建時の状態を保存または復元するという方針に基づきまして、平成21年度に大規模な改修工事を行っております。例えば塔屋の耐震補強工事、老朽化した大ホールのホワイエの天井の復旧、それから建物の防水工事等々を実施しております、当時1億2,000万円を超えます大規模改修事業を行っております。また、平成26年度、平成27年度につきましては、岩手県公会堂の冷房、暖房、空調設備につきまして御要望が多くございまして、利用者の利便性の向上を図るために、6,300万円をかけまして空調設備の設置工事を行っております。また、昨年度につきましては、老朽化した非常用発電設備の更新工事を1,700万円かけて実施しております。

今後の改修の予定につきましては、施設の長寿命化につきまして、現在業者に委託しまして調査を実施しております。これに基づきまして来年度、当部において、施設の長寿命化を含めた今後のあり方につきまして計画を策定することにしておりまして、これに基づいて今後のあり方について検討していくことで進めております。

○伊藤勢至委員 どのように頑丈につくった建物でも経年劣化は必ずあるわけでありまして、聞くところによると、壁面の劣化も相当激しいところがあると聞いていますが、一方で、これは立派なこととも言えるのかもしれませんが、毎週月曜日の朝、同じ時間にマイクを使っている人と街頭宣伝している人がいる。これは25年間も続ければ1,000回以上にな

るのではないかと。1,000回も休まずに街頭宣伝をしたことは立派だと思いますが、一方で世の中はギブ・アンド・テークでございますから、原因者負担というのが究極であります。したがって、現在調査をしている中に音波による壁面劣化、あるいはクラックの拡大等がありましたならば、努力賞をつけて、裏には請求書をつけて原因者に請求をするべきものだと思うのですが、それについてお考えがあったらお伺いしたい。

○**菊池文化スポーツ部長** さすがと思う視点からの御指摘をいただきました。先ほど答弁したとおり、いろいろな調査をしておりますが、なかなか音波ということは。街頭宣伝は立派なことだと思いますし、一方で因果関係が出ることもどうかと思いますが、いずれ調査はいたしておりますので、技術的に可能かどうかわかりません。その辺の分析も考えながら、いろいろやっていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 関連して。私の街頭宣伝にかかわって発言がありました。これは憲法に基づいた表現の自由にかかわるものです。正規の場以外であれば、そういう発言があつていいと思うけれども、本当にこれは憲法にかかわる話なものですから。部長という立場で、調査するなんていう話をしたらだめですよ。

○**菊池文化スポーツ部長** 可能かどうかと。

○**斉藤信委員** いやいや、だからそういう次元の違う話だということで、ちゃんとやらないと。終わります。

○**千葉絢子委員** 私も通告はしておりませんでした。先ほどの斉藤信議員と高橋文化振興課総括課長のやりとりを聞いていて、館長の区分は収支計画書上のどこに分類されているのか我々委員にもよくわからないので、正規職員に含まれない、換算されないというのであれば、どこにその給料が計上されているのかについては、この指定管理候補者に聞く必要があるのではないかと思います。もう一度改めて御説明いただけますか。

また、この指定管理候補者のグループは四つの企業体になりますけれども、このグループが指定管理を請け負うようになってから何年たっているのかも伺いたいと思っております。

○**高橋文化振興課総括課長** 館長の区分につきましては後ほど答弁させていただきます。

現在の4社のグループで指定管理を行っておりますが、今回提案をいただいて3期目になります。指定管理を始めて今回6期ということになります。現在のグループには、前回5期、前々回4期と、3年ずつの指定管理を実施しております。年度でいいますと平成26年度からになります。

○**千葉絢子委員** 平成26年度から今の指定管理者が管理するようになったということですね。私の記憶によりますと、この指定管理制度が岩手県公会堂に導入されたときに、NPO法人が指定管理に入っております。そのときに、不透明なお金のやりくりがあつて、刑事告訴されたという事実があつたと思っております。今回議案として提案されているので、一番問題になっているのは、そのお金がどのように使われるかということだと思います。5年間で1億円を支出し、債務負担行為として年間2,000万円ずつ支出するという議案が提案されているので、判断の根拠になる収支計画書を精査した上で出していただかないと、我々が

このまま可決してしまって本当にいいのかという疑問が今私の中にあります。なので、その御答弁をいただいてから、採決にする方向でいかがでしょうか。

○柳村一委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○高橋文化振興課総括課長 館長の人件費につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、収支計画書上の区分ではパート、臨時職員に計上されて、正規職員ではなく、正規職員につきましては先ほど御説明しました5人でございます。

○斉藤信委員 さっきは正規職員と言ったではないか。支離滅裂になっている。

○柳村一委員長 岩渕副部長が答えてもいいですよ。わかっている人が答えたほうがいいのではないですか。

○高橋文化振興課総括課長 お手元にお配りしております資料の51ページの次のページに、勤務ローテーションの表がついております。最後のページにある表の職員配置計画書でいきますと、正規職員、有期採用職員で区分けに混乱といいますか、疑義が生じるところでございますので、こちらの表で御説明させていただきます。51ページの次のページの勤務ローテーション表で職員が左側に記載されておりますが、提案のありました収支計画書上、館長が人件費の臨時、パートの区分けになっておりまして、統括責任者から事務員Aまでが正規職員に区分けされております。その下の事務員B、有償ボランティア、ボイラー技士Aにつきましては、臨時、パートの区分で整理されております。

収支計画書の説明ですが、2枚めくっていただきますと収支計画書がございますが、その人件費も正規職員とパート、臨時職員の区分けでございますけれども、そのページ上ということで、今申しました勤務ローテーション表上でいきますと、そういった区分けで整理されております。

○斉藤信委員 だから、めちゃくちゃなのだよ。整合性がないのだ。整合性はないし、あなたのさっきの答弁は、館長に至っては正規職員と答えているのだよ。おかしいだろう。

○千葉絢子委員 岩手県公会堂管理計画書及び収支計画書をきのういただいたわけですが、お話を聞いてみないとわからない部分もあって、もうちょっとわかりやすい資料をいただかないと、我々議員が読み取れない部分があるかと。指定管理の以前の事件が頭に残っておりますので、指定管理の期間が長くなってくると会計処理がずさんになってくる部分もあるのかと。収支計画書を出していただくとともに、決算についてもお知らせいただければ、もっと慎重に審査ができるのかと思っております。皆さんの税金をいただいて運営していくわけですから、判断基準が多ければ多いほど、もっと精査できると思いますので、資料については今後御検討をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○小西和子委員 この岩手県公会堂に限らず、指定管理者制度の人件費について菊池文化スポーツ部長にお答えいただきたいと思ひます。

岩手県男女共同参画センターの運営費について、人件費が余りにも低く抑えられているので、東北全県の資料を調査いたしました。どの県よりも岩手県が低かったです。そして、相談員等はスキルを積んで、よく相談に乗っているということで、他県からも高く評価されているのです。ところが、ワーキングプアで、とても生活ができないというので、途中で泣く泣くやめた方もおります。私が質疑において、スキルを積んでおりプロだから、人件費をもう少し上げることにはできないのかと問うたときに、県で決められていますという答えが返ってきたのです。

そこでお伺いいたしますが、県として指定管理者制度の人件費を低く抑えるような申し合わせがあるのかお伺いいたします。

○**菊池文化スポーツ部長** まず、あるかないかということでは、それはありません。先ほど申し上げましたように、指定管理者制度の趣旨は、受託した民間事業者の民間活力を活用し、創意工夫をもって健全な経営をしていただくことです。そして最大限の効果を出していただくことですので、その中に何か条文的なもので明記していることはありません。当然自社の、受託者の勤務条件、福利厚生についてもしっかりと配慮していただいて、問題のないように運営していただくという趣旨であり、そのように解釈しております。

○**小西和子委員** 例えば研修を何十回やってといったように、何々をもっとふやしてくださいと、次から次と県から、さまざまな事業を付加されるわけです。その中で、人数もふやさなければならない。そして、岩手県男女共同参画センターは年に数日間しか休みがないのです。ローテーションでやっているわけですがけれども、フル回転しているのにこの人件費かということで、他県からも岩手県は何なのだということを言われると話をしておりました。そのあたりについて何かの機会に協議をしていただければ、みんな誇りを持って仕事ができると思います。誰一人取り残さない岩手県にするためには、そこをクリアしなければならないのではないかと思います。菊池文化スポーツ部長にお伺いして終わります。

○**菊池文化スポーツ部長** ただいま指定管理制度のお話がありました。また、斉藤信委員からも先ほど来お話をいただいております。まさに指定管理者制度の中で適正といいますか、良好な雇用環境が生まれていくことが、指定管理者制度に期待する効果、期待する成果につながっていくものと思っております。庁内でもこうした議論があることをしっかりと協議し、指定管理者決定後、さまざまな場面で指定管理受託者と県側とやりとりをしていくのは当然でございます。そして、いろいろな指導、調整を経て健全な経営、運営をしていただくようにしていく過程もありますので、そういったことを含めて、全庁的にそういった視点を持っていないわけではないのですが、改めてそういう視点を持ってやっていきたいと思っておりますので、共有させていただきます。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○齊藤信委員 議案第 23 号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、私は反対をします。

その理由は、第 1 に、指定管理者制度は既に 1 者しか申請をしないという、競争のない形になっている。

二つ目に、この管理運営計画書及び収支計画書は極めてずさんです。正規職員と非正規職員について収支計画書の中身が一致しない。私はこれが選定委員会で通ったことが不思議でならない。

そして、三つ目に、実態としては正規職員が 3 人、有期採用職員が 6 人。そして、有期雇用、いわば非正規職員の場合には、時給 790 円という最低賃金での雇用も、県が行う事業にあっては本来あってはならないことだと思います。

県が締結する契約に関する条例は、適正な賃金確保を目標にしており、私は、そういう条例のある岩手県だったら、時給は最低 1,000 円程度の基準を確保することがあってしかるべきではないか。極めて迷走した曖昧な答弁ですけれども、正規でも月 15 万 611 円、年収にしますと 180 万 7,332 円で、正規職員でもワーキングプアという状況は二重、三重に問題ではないのかと思います。

そういう意味で、岩手県公会堂は歴史のある伝統的な建築物で、これを保存し活用することは県政の大変重要な課題だと私も認識していますが、この指定管理に当たっては残念ながら、それだけ重要な施設、建築物を管理運営するだけの根拠がないのではないかと思いますので、この議案については反対を表明します。

○柳村一委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は 1 件ずつ行います。

お諮りします。議案第 1 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 4 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費のうち文化スポーツ部関係、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、追加中 1 は、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立全員であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次にお諮りします。議案第 23 号岩手県公会堂の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって文化スポーツ部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から、第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）についてほか1件について発言を求められております。なお、第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）については、報告の後、当該報告に対する質疑を行うこととし、残る1件の報告の後、委員からこの際発言といたしたいと思っております。

それでは、第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）について発言を許します。

○高橋文化振興課総括課長 第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）について御説明をいたします。

お手元にお配りしております資料ナンバー2、県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてをごらんいただければと思います。

1、策定の経緯及び2、策定の趣旨等についてでございますが、岩手県文化芸術振興指針は文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため策定しているものでございまして、今年度は現行の第2期指針の最終年度となりますことから、国や県の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえまして、第3期指針を策定するものでございます。また、本指針は県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例第4条の規定によりまして、その策定過程の内容を今回報告させていただくものでございます。

3、策定する指針の案の概要についてですが、本県の文化芸術振興施策の基本的な方向等について定めようとするものでございます。

4、策定のスケジュールですが、本指針素案の策定に当たりましては、岩手県文化芸術振興審議会における議論や市町村、関係団体等との意見交換でいただきました意見等を反映させております。今後は議会の皆様方からの御意見やパブリックコメント等の意見を踏まえまして、内容を修正、整理した上で県議会2月定例会におきまして指針案を御審議いただく予定としております。

指針素案の概要につきまして、別紙1、第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）の概要におきまして御説明をさせていただきます。左側、総論部分でございますが、I、岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等としまして、先ほど御説明いたしました1、指針策定の趣旨、2、対象とする文化芸術の範囲としまして、芸術・芸能、伝統文化、生活文化の3分野を記載しております。3、指針の位置付けとしまして、この指針は岩手県文化芸術振興基本条例に基づく指針でありますとともに、文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方自治体の計画として位置づけることを記載しております。4、指針の適用期間につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

次に、II、岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識についてですが、1、社会経済情勢等の変化としまして、(1)、人口の減少と少子高齢化の急速な進行。(2)としまして東日本大震災津波からの復興の進展としまして、沿岸の被災した文化ホールの復旧等々、活動環境の整備が進んできていることについて記載。それから、(3)、文化芸術への関心の高まりとしまして、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019

などの大会を契機としまして、日本文化への注目が集まっていることについて記載。それから、(4)、橋野鉄鉦山を含む明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録や、御所野遺跡を含みます北海道・北東北の縄文遺跡群登録に向けた取り組みなどの世界遺産登録等の取り組みが進展していることなどについて記載をいたします。

2、県や国の動きでは、(1) としまして文化スポーツ部の新設、(2) としましていわて県民計画(2019～2028)の策定、(3) としまして文化芸術基本法の成立、(4) としまして障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立について記載をいたします。

3、施策の取組状況では、第2期指針に掲げます主な施策の取り組み状況を記載しています。

4、文化芸術に関する意識では、(1) としまして本年9月に実施いたしました希望郷いわてモニターの方々を対象に実施しました文化芸術に関する意識調査の概要を記載。(2) として、同じく9月に実施しました市町村や文化芸術団体や関係者との意見交換の概要について記載させていただきます。また、(3) としまして、これら意識調査、意見交換を通じて得られた課題のまとめなどを記載しております。

Ⅲ、基本的方向性についてでございます。1、基本目標としまして、(仮)としておりますが、今回新しい基本目標としまして、豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手を掲げさせていただくものでございます。

2、基本理念ですが、②から⑦の項目につきましては、条例におきまして基本理念として掲げられておりますが、これに県の最重要課題であります東日本大震災津波からの復興を第1番目に加えさせていただくものでございます。

3、各分野等における目指す姿では、対象とします文化芸術の三つの分野に加えまして、条例の後段に盛り込んでおります歴史的、文化的な景観の目指す姿につきましても記載しております。

また、4、施策の基本方向では、五つの柱としまして、(1) から(5) を掲げております。

5、施策の体系を一覧として整理、記載させていただくものです。

また、右側になります各論部分でございますが、Ⅳ、施策の具体的推進では、先ほど申し上げました施策の基本方向ごとの具体的な取り組みを記載させていただいております。表中、右側に指標の例ということで記載しておりますが、これにつきましては、本指針におきましては取り組みの着実な推進を図るため、全体で20項目、再掲を含みますと25項目となります指標を設定させていただいております。また、右側に星印がついている取り組みがございますが、これは本指針の期間中に重点的に取り組みを進めまして、成果を上げていくよう注力していく施策ということで、重点的取り組み事項としております。

Ⅴ、指針推進の考え方では、1、多様な主体が参画した文化芸術の推進として、文化芸術活動団体、学校・教育機関、市町村など各主体の役割を記載させていただいております。2、施策の評価では、施策の取り組み状況を年度ごとに岩手県文化芸術振興審議会に

において審議いただくことなどについて記載しております。

指針（素案）の概要につきましては以上となります。なお、別紙2としまして、指針（素案）の本体をつけさせていただいておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○千葉絢子委員 第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）の概要の右側の各論部分、施策の具体的推進の指標の例を拝見いたしました。先日の一般質問で米内紘正議員も、アウトカムではなくてアウトプット指標になっている施策が多過ぎるのではないかという指摘をしておりました。私も常々、これまで指標の達成度、中身については委員会などでも質問してきた経緯があります。指標の例、例えば民俗芸能の保存・継承の支援【拡充】は重点的取り組み事項となっていますけれども、一番の支援というか、振興方法は、余り光の当たらない、特に県北地域の里ごとにあるような細かい民俗芸能にいかにか発表の場をつくるかにあると思っております。これまで県民との意見交換会で伝統芸能の方々とお話をさせていただいた際にも、県南そして県央部の伝統芸能にはスポットが当たっているけれども、県北にはほとんどスポットが当たらない。自主公演をやってもお金を取るまではいかない、お金を取ったら見に来てもらえないといった団体にいかにか世に出ていただいて、お花代を稼いでもらうかという取り組みにつながっていくことが大事なのであって、保存・継承の支援は、果たして世界遺産授業の受講者数や、民俗芸能フェスティバルの鑑賞者数によって充足されるものなのか疑問に思うわけです。

民俗芸能の振興は、民俗芸能フェスティバルに出られるような団体のためではないのです。そういう団体は、ほかに各地で公演などもやっています、お花代を稼いでいます。年間何百万円単位でもらう団体もありますので、そういう有名どころではなく、隠れた、ひっそりと受け継がれてきた何百年もの歴史があるような民俗芸能団体に光を当てるような取り組みにしていけないことには、活動休止や、廃止に追い込まれるような民俗芸能団体も出てくる、まさにもう出てき始めていると思っております。この辺に関して、岩手芸術祭参加者数も延べで2万6,000人と出ておりましたけれども、こういうアウトプット指標で、これからも計画期間内の指標を評価していくのか。本当にそれでいいのか、いま一度考えていただきたいと思うのですが、とりあえず今の民俗芸能の観点に関しては、新しい指標は考えていらっしゃらないのでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 今回の指針に掲げます指標につきましては、いわて県民計画（2019～2028）で掲げております指標と連動して位置づけさせていただくものでございます。ただ、第2期岩手県文化芸術振興指針までにおきましては、こういった指標等の設定は行ってきておりませんが、今回の第3期で新たに客観的に進捗状況を把握できるものということで指標を位置づけることにしたものでございます。施策の進捗状況につきましては、指標単位で施策の進捗状況を図ることに加えまして、定性的といいますか、取り組み状況などについて総合的に評価すべきものと考えておまして、指標は客観的に把握でき

るものの一部ということで、全体につきましては全体の取り組み状況でもって施策を推進していききたいというところでございます。

○千葉絢子委員 本来芸術振興をすることが目的でありまして、指針は充足させるための参考資料だと思うのです、何人鑑賞した、何件コーディネートしたなど、それによってどんな結果が出たかというゴールを設定しないことには、単なる積み上げ方式になってしまうわけです。皆さんも御存じのとおり、政策はバックキャスト型です。SDGsもそうですけれども、何年までに達成するか、そのために何をするかという逆算方式で考えていくのが今のスタンダードになっています。なので、県も文化芸術振興と言うのであれば、ゴールをどこに持っていくのか。活動を休止していた団体が再開したなど、民間の伝統芸能への支援金、日本財団などの力をかりずに、県として振興していくという姿勢がないと、なかなか全県に行き渡らないのではないかと思います。

我々がやらなければいけないのは、頑張っている団体を応援するのは大事なのですが、自力で頑張れる団体よりも頑張れなそうな団体にお金を出していくというのが税金の再分配で一番大事な考え方ではないかと思うのです。なので、その施策を考える上では、どこにゴールを持つのかをもう少し考えていただいて、指標も考えていただかないと、達成できても半分消滅しましたという状況になっては意味がないわけで、御再考をお願いしたいと思います。この点について、菊池文化スポーツ部長、いかがでしょうか。

○菊池文化スポーツ部長 計画目標という一般論と文化振興の個別の分野で、整理しなければなりません。私も今頭の中が整理できていないので、もしかすると混濁した答えになるかもしれません。行政目標として掲げるものは、まさにアウトカムが最終形であると思っております。一方で、年次計画型の総合計画におきましては、アウトカムがすぐ設定できる段階にあるか、ないか、施策はそれぞれステージに違いがありますので、特に文化芸術振興について言えば永遠のテーマでもございまして、将来何が理想的なアウトカムかは、県民との議論が必要だと思います。そういったことで、向こう何年で行政目標をここに置くというアウトカムをなかなかつけれないところもあるのが実態ではないかということもあります。そういったことから、結果、いろんな数値目標には、ここまで行くと、ここまで進めるというアウトプット型になるのが多いと思います。行政の使命として、一歩、二歩とこういう事業を進めることで、数値にはなかなかできないですけれども、こういう状況が生まれていく状況になってきたことが、先ほど担当の高橋文化振興課総括課長が言うところの定性的な変化も総合的に合わせた上で、施策の成功につながるのが、実態面の行政事務の進め方としてそういう形になるのが多いかと思っております。

また、アウトプットの関係でいいますと、現状を維持することが精いっぱいの場合もありますし、みんなで合意し、努力して、到達する努力目標を設定する場合があります。さまざまな行政資源との兼ね合いから設定の仕方はいろいろ変わってくるものでありまして、この指標全てで県の政策を図るとするのは、なかなか言葉足らずになるところも多くて難しいところであろうかと思っております。

そして、文化振興の關係の、特に郷土芸能の話をしていただきました。まさに我々も願っている思いは同じでございます、トップステージで活躍される、後継者が見えてくる、次世代にしっかり受け継がれていく民俗芸能もたくさんございます。一方で、地域の歴史的な生活の中で積み上げてきた、その集落にとってはなくてはならない財産となっている郷土芸能もある。そこを継承し、さらには光を当てていくというのは、我々の大きな使命の一つでございます。そこにつきましては、地元の市町村、あるいは地元のいろいろな関係団体等と連動して、一歩、二歩と進めていく必要がございます、そういったことは関係者との、各主体との協働の中でやっていく部分もあります。まずは多くの芸能団体の皆様、平たく申しますと、岩手県民会館の赤いじゅうたんの上を歩いて、そしてステージでというのはまさに大きな夢になっていることも我々よくよく聞いております。いつかはあそこでやってみたいという強い思いを、小さな団体を含めて伺っておりまして、我々の持っている行政資源からいくと、まずはそうした発表の機会をより多く提供できるように頑張っていく。そして、そのアウトプットの成果の形としては、それを見ていただく人がふえた、参加する人がふえたということを一歩一歩重ね、地道であります、これも行政の目標達成のためのプロセスでございます、そうしたことに今注力していくこととしておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

○千葉絢子委員 伝統芸能というのは、ふるさと振興にすごくかかわることです。高校、中学校がなくなる、そうすると地域に受け継がれてきた伝統もなくなっていくわけです。先ほどいろんな計画があつて、個別に取り組んでいる部分もあるから一概には言えないとおっしゃいましたけれども、今やらなければいけないのはふるさと振興でありまして、特に私たちが意見交換してきた現場の声では、県北部の方々、民俗芸能団体の方々からの恨み節をたくさん聞いてまいりました。県南、県央はいいよねと、県北はほとんど光が当たらないと、参加なさった方の過半数がそういったお話をしていました。なので、対話が必要であるということです。

それから、どういった支援が必要か、芸能団体ネットワークをつくっていろいろ話し合ったりしています。月に1回以上やっている団体もありますし、私も民俗芸能団体の保存会のメンバーでありまして、うちの団体は震災の年に県の無形文化財に登録していただいて、この間ギリシャのアテネで行われたジャパンウィークにも行ってまいりました。そういったことで頑張れる団体は頑張れるのです。ただ、一緒にやっている仲間たちが欠けていくというのは非常に胸が痛むことでありまして、また地域の伝統芸能の担い手が青少年になってきていることもしっかりと皆様には御自覚をいただきたい。青少年が中心になっているということは団体を維持していく資金がないのです。なので、そこに向けた支援をどうしていくかを話し合っていて、考えていただきたいということを要望して終わります。

○齊藤信委員 これは、条例に基づくという意味と法律に基づく計画ということで、大変大事な計画だと思っておりますが、具体的なことをお聞きしたい。5ページ目に、(2)の文化芸

術と県民との交流支援体制の整備で、県文化芸術コーディネーターを配置して文化芸術活動を支援していますとあります。県文化芸術コーディネーターへの相談件数が平成30年は433件と、かなりの数になっておりますが、この県文化芸術コーディネーターは何名で、どこに配置をされ、どういう役割を果たしているのか。また、433件の相談内容の主な内容はどのようなものでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 県の文化芸術コーディネーターにつきましては、県内広域圏ごとに配置しており、県北につきましては二戸市と久慈市それぞれの団体に委嘱をしております。団体名でいいますと、県央はNPO法人いわてアートサポートセンター、県南広域圏はNPO法人芸術工房、沿岸はいわて文化支援ネットワーク、県北の二戸市は二戸市文化振興協会、久慈市はNPO法人やませデザイン会議に委嘱をして活動していただいております。

文化芸術コーディネーターの方々におかれましては、さまざまな情報発信も含めての活動内容になりますが、地域での情報発信、さまざまな文化芸術関係の事業、イベント等の情報発信もごさいますが、本来的に活動発表会などのイベントをする際、どういった講師を使ったらいいか、どういった演者をお願いしたらいいかといったことにつきましても、詳しい方が周りにいないと相談先がないということもございまして発足した制度ですので、そういったことへの支援を実施しております。内訳の主なものになりますが、平成30年度実績、県全域になりますが、広報活動に関すること207件、自主企画活動に関すること130件、活動の支援に関すること、相談対応76件等々でございまして。

○斉藤信委員 県内4広域圏、久慈市と二戸市はそれぞれで、大体NPOに委託をしているということですが、文化芸術コーディネーターの方々には広域振興局に常駐しているのか、体制的には活動日を決めて相談に当たっているのか、どういう形で活動されているのでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 活動場所につきましては、振興局に常駐ではなく、それぞれのNPO法人ですとか団体の活動場所において、受託を受けて活動している状況でございます。

○斉藤信委員 広域振興局単位に委託しているからNPOが連絡先ということですね。わかりました。

それと15ページ、3、各分野等における目指す姿の(4)、景観についてです。地域の歴史的又は文化的な景観が目指す姿に示されておりますが、景観というのが文化芸術のかかわりで提起されており、大変注目したのですけれども、これは具体的にどのような中身なののでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 岩手県文化芸術振興基本条例におきまして、景観につきましては、後段になりますけれども、地域の歴史的また文化的な景観の保全等と規定をしております。県は地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めると規定をされております。県の文化芸術振興審議会でも景観につき

ましてぜひ盛り込んでほしいという御意見もいただきまして、今回目指す姿ということで入れ込んでおります。岩手の景観の保全と創造に関する条例とのすみ分けといいますか、こちらのほうで対象の範囲とする文化的、歴史的景観の範疇をどこまでにするか等々、さまざま検討すべき内容があるかと思っておりますので、詳細については、現在さらに詰めていくことで検討を進めております。

○**斉藤信委員** 地域の歴史的または文化的景観ということですが、歴史的、文化的景観の実例を示してほしいのです。こういうものは対象で、どこまでの範囲にするかというのは検討されるとしても、典型的な実例を示していただけませんか。

○**高橋文化振興課総括課長** 現在の指針におきましても景観の項目を盛り込んでおりまして、例えば文化的な町並みについて盛り込んでおります。

○**斉藤信委員** 実例。

○**高橋文化振興課総括課長** 今後詳細は検討させていただきますけれども、歴史的景観ということで、例えば世界遺産と絡めての景観といいますか、平泉等々の景観についても盛り込むかどうかについて検討しております。

○**斉藤信委員** 文脈から見ると、地域のなのです。地域の歴史的または文化的な景観となっていますから、恐らく世界遺産は別項目で景観を大事にしている。でも、実例として示されないと、地域にどういうものがあるのか、積極的に県がこういう形で地域の歴史的、文化的な景観を大事にしよう、保存しよう、活用しようということは大事なことだと思うので、もうちょっと説得力があるように説明をしていただきたい。

あと 20 ページ、施策の具体的推進の中で、岩手の特徴を生かした文化芸術の振興の表ですけれども、文化遺産ネットワーク構成資産数が現状値ゼロで、令和 4 年に 10 となっています。これはどういうものを想定して、この目標が掲げられているのでしょうか。

○**高橋文化振興課総括課長** 文化遺産ネットワーク構成資産数につきましては、世界遺産に登録されました遺産が県内には現在平泉と橋野鉄鉦山ということで 2 カ所、また縄文遺跡群もこのままいきますと間もなく登録になる方向で進められておりまして、県内に 3 カ所の世界遺産が生まれることとなります。そこを核にしまして、周辺の世界遺産の構成資産にはなっていないけれども、それと関連できるようなさまざまな遺産がその地域にありますことから、それらとネットワークを構築しまして、全体として見せていくというものでございます。まずは沿岸の釜石市の橋野鉄鉦山周辺の遺産と連携してネットワークを構築するというので、構成の資産数が 10 という数字になっております。

○**斉藤信委員** これは、世界遺産にかかわる関連の資産を広げ、ネットワークをつくろうという趣旨ですか。現状値ゼロなのです。今だってネットワークがあると思うのだけれども、これがゼロで、計画が 10 ということですが、今の答弁を聞いてイメージが出てこないのだけれども。

○**佐藤世界遺産課長** 現状値がゼロになっている理由でございますけれども、これにつきましては、次年度から制度化し、事業として進めていきたいと考えておりまして、まずは

製鉄関連ネットワークから始めたいと考えております。製鉄に関連するネットワークの箇所数ということで、世界遺産の構成資産であります橋野鉄鉱山がそのコアになるわけですが、それにおおむね10カ所程度の関連資産をつなげながら活用を図っていくことを現在計画しております。鉄に関しましては、沿岸部に限らず、全県的なネットワークを現在計画しております。

○**齊藤信委員** そうすると、この目標の10というのは橋野鉄鉱山にかかわるものを想定していると。それで、参考値、指標だけけれども、これは令和4年度の目標値ですよ。第3期岩手県文化芸術振興指針は令和6年度までの5年間なのです。何で指針の期間が5年間になっているのに目標値が3年間になっているのか。どの指標もそうなのです。令和4年度では3年計画なのです。だから、5年計画にならないのではないですか。これはなぜでしょうか。

○**高橋文化振興課総括課長** 指標につきましては、現在策定されましていわて県民計画（2019～2028）の指標と連動して位置づけておりまして、現在アクションプランの中では令和5年度までの目標値が記載されておりますことから、次期アクションプラン策定の際に、その実績も踏まえ、次期目標が定まる中で令和6年度まで向かっていく目標について設定させていただくというところでございます。

○**齊藤信委員** 私はちょっとおかしいと思います。いわて県民計画（2019～2028）は、アクションプランを決めて、指標も決めている。それだけの範囲にしたら、5カ年計画の意味がないのだと思うのです。例えばふるさと振興総合戦略は、今素案の段階でアクションプランの目標を使っているのです。しかし、これは最終的にはきちんと5カ年計画にするとなっているのです。素案の段階で令和4年度の目標だとしても、この計画が5カ年計画だということであれば、5カ年計画の目標にしないと整合性がとれないのではないのでしょうか。いわて県民計画（2019～2028）の枠の中だったら、特別何もつくらなくてもいいことになりますよ。

○**高橋文化振興課総括課長** 令和4年の目標値に向かつての実績状況も踏まえてということで、次期の目標値を定めるという方法もあろうかと考えますが、その件につきましては検討させていただきたいと思います。

○**齊藤信委員** 最後にしますけれども、特に地域の伝統文化を継承発展するというのは、全県的な文化芸術活動の発展とあわせて地域おこしでもあるのです。私の地域にも伝統さんさが再建されて、地域ぐるみの運動になっております。神社もあって、神社のお祭りもある。だから、そういう地域の伝統文化の担い手は二つだと思うのです。一つは、小中高生でそういう地域の伝統文化に取り組んでいく。もう一つは、地域自身でそういう伝統文化を継承発展させる。うちの地域では、町内会が全面的な支援をして、そしてそれを支えていて、私は大変いい形ではないかと思っていますのですけれども、そういう点で小中高生での地域の伝統芸能の継承、地域での伝統芸能の継承という、二つの側面で必要な支援をすることが大事だと思いますけれども、その点を一つお聞きしたい。

あと 21 ページ、本県の特色ある文化芸術の取り組みについて、文化をめぐる新しい動向などを踏まえと書いていますが、この新しい動向とはどういうものなのか、それをどう踏まえるのか、この 2 点をお知らせください。

○高橋文化振興課総括課長 先ほどの地域の伝統文化を小中高生であるとか、地域の単位で必要な支援をしていくことが大事だというお話がございました。斉藤信委員おっしゃるとおりと考えております。現在地域の伝統文化、伝統芸能等の支援につきましては、県におきましては被災地の伝統芸能についての支援をしておりますが、文化振興基金という基金がございまして、そちらでの保存、継承に補助、支援などを実施しております。団体等の意見交換などでもよく聞きますのは、貴重な伝統文化、伝統芸能は、よくフォーラムとかフェスティバルに出てくるような芸能ではなくて、地道に活動しているような団体につきましても記録、保存が大事だと言われておりまして、そういった記録、保存を実施している市町村もございまして。そういった市町村との連携によりまして、県のホームページでの発信ということもあろうかと考えておりますし、いずれにしましても地域の伝統文化、伝統芸能の保存、継承につきましては重点的な取り組み事項と考えておりますので、斉藤信委員のお話も踏まえまして検討させていただき、取り組ませていただきたいと思います。

また、文化をめぐる新しい動きということでございますが、漫画、アニメといったところは全国的にも発信力があり、地域振興にも資する取り組みにつながっております。例えばということで述べさせていただきましたが、そういったものでありますとか、それから障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されまして、それに基づく地域計画と地方計画ということで策定させていただきますが、障がい者の方々の文化芸術の取り組み、殊にも岩手はアールブリュット作品などにおきまして全国でも北海道に次ぐ有数の県と認識しておりまして、こういったところの活動の支援、情報発信などにも取り組んでいく。そういった新しい動きに対応していきたいというところでございます。

○城内よしひこ委員 資料の 35 ページの企業等の主な役割であります。これまで文化芸術になかなか企業が出てまいりませんでした。スポーツもそうですけれども、私は文化芸術は世の中が豊かなときに成熟するのではないかと私は思っています。

そこで、企業にもうちょっと私は期待感を持っていたのですけれども、これを見て、企業に、従業員や関係する人たちが地元で働きながら活動できるように支援しろということと受け取ったのですが、もう少し企業の方々に浄財を募って、支援できるような、あるいはスポンサーでバックアップするような体制づくりというものも必要ではないかと思ひますし、そのための、企業と団体を結びつけるようなコーディネートの役割も本来こういったところで明記していかないと、郷土芸能を愛する、文化芸術を愛する人を支援するだけでは物足りないと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 城内よしひこ委員からお話いただきました企業の財政的といひますか、寄附といった社会貢献活動の部分につきましては、資料の 35 ページ (5) の 2

行目、メセナ活動などを中心とするというところで、片仮名で記載させていただいて、下に注意書きという形で入れさせていただいておりますが、企業におきましても文化活動を支援することも、社会貢献活動として支援していただくことも含めてということで、役割を期待しております。もう少しわかりやすく、端的に本文で読めるような表現を使わせていただきたいと考えております。

また、そういった企業の活動につきまして、文化芸術団体、それぞれ活動資金が苦しいとよく聞いております。例えばクラウドファンディングのやり方、講習会などもそれぞれの小さい団体に開いて、自らが資金を得るような方法もやってもらえないかという御提案などもあります。そういったことも含めて企業の支援の方法についても、少し検討させていただき、大きく盛り込ませていただきたいと考えております。以上です。

○城内よしひこ委員 下のメセナについての説明を読みましたが、これではなかなか伝わらないと思います。しっかりと明記をして、わかりやすく、今でも地元の企業で頑張っている方や、ほれ込んだ団体をバックアップし、私財を投じて支援しているという方々もいます。そういった方々を皆さんが、アワードではないけれども、表彰したり、そういった仕組みを持ちながら広げていかないと、なかなか地元などには目が行かないと思います。絵に描いた餅にならないようにしっかりとこれを、わかりやすく、そして地元の企業、県全体の企業も含めていろんな形で、世の中今景気がいいわけですので、そういった浄財をしっかりと地域に還元、橋渡しをする仕組みづくりにつなげてほしいと思って質問しましたので、いかがでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 文化芸術の活動を支える企業の果たす役割ということは、非常に大きいものがあると考えております。城内よしひこ委員からいい御提案をいただきました。さまざま支援していただいている企業の方々を表彰する制度などもいいのではないかとということも、新たな取り組みとして盛り込めるかどうかといったことも含めて企業の果たす役割などについて、もう少し掘り下げ、盛り込ませていただき、取り組ませていただきたいと考えております。

○柳村一委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。ほかにありませんか。

○伊藤勢至委員 今回の計画についてであります。別紙1のⅢ、基本的方向性の1、基本目標に、豊かな歴史や文化を感じとありますけれども、この豊かな歴史という部分の記述がざっと見たところ、さっぱり見えないと思っております。今私たちが享受しております文化というのは、きのう、きょうできたものではなくて、私たちのルーツが積み重ねられてきた結果、今につながっていると思うものであります。そうしたときに、これをざっと見ますと、例えば県立博物館を例にとりますと、2階の展示場をそっくり抜いたような状

況ではないかと思うところであります。県立博物館に入っていきますと、まずナウマンゾウがいて、それから弥生時代の展示があって、岩泉のモシリユウと縄文時代の人骨等が展示してあって、江戸時代等の展示に入ってきます。古い時代の展示は2階に集約をして、新しい時代の展示が下にあると思います。

そういう中で直接関係ありませんが、入ってすぐの縄文時代の人骨の出土品がありました。ピンク色の直径 50 センチぐらいのざるに載った 3500 年前の宮古の崎山大付から出たピンク色のきれいな人骨で、若い女性ではないかと言われていました。それを崎山公民館から県立博物館に移したのだと思うのですが、その後の陳列がただ投げたように粗雑でいいかげんで、よろしくないと思っておりました。

それから、常々申し上げてきましたが、私たちの今があるのはルーツがあつてのことです。そういう中で、日本の歴史の評価は勝った者の目線でしか書いていない。つまり岩手県は中央に対して5連敗という説を唱える方がいます。アテルイがやられたと、安倍一族が滅ぼされて、そして平泉三代が源頼朝にやられて、九戸政実が豊臣秀吉にやられて、おまけに戊辰戦争ということで、5連敗というわけです。実はこれは勝った者が書いている歴史でありまして、個々に分析をしていけば、勝てるチャンスは十分にありながらも、そういう武力あるいは力を持っていないながらも、あえて戦いをしなかった、戦いを好まなかった、じっと耐えてきたのが東北人ということだと思います。

人間誰でも 60 代になると自分のルーツが気になってきます。自分はどこから来たのかを調べるときに、恐らく大抵の人が自分の家紋から入ると思うのです。うちの何々家をあらわす紋、そこからたどれば大体三つか四つに絞られてくるということであります。そういう中で岩手県人は5連敗から脱していかなければならない。その中で、1勝5敗にできたのがラグビーワールドカップ 2019 だと私は思っております。そして、I L C の誘致に成功すれば、2勝5敗になれる。世界と名がつくものを岩手に誘致できれば、次なる世代に2勝5敗の状況で渡していきたいと思うわけです。冒頭で言いました豊かな文化を伝えるには、ある程度さかのぼった記述があって、そういう中で我々は闘志をずっと燃やしてきた、負けてたまるかを持ってきたということ伝えていくべきだと思います。

東和町の成島毘沙門堂に祭っております兜跋毘沙門天立像は平安時代につくられたと言われています。だけれども、この兜跋毘沙門天立像は、方角的には東北東を守る神なのです。したがって、平安京の影響は、成島までは平安時代の影響下にあつて、それより奥は蝦夷だという気持ちの仏像なのです。そして、岩手県民会館に入った際に、アイキャッチャーとして一番前に兜跋毘沙門天立像の模造品が飾ってあるわけですが、実はあそこの兜跋毘沙門天立像は地天と言われまして、小さな子供が2人で兜跋毘沙門天立像の足を支えている。この地天が平安時代から見た岩手県民、東北の人民だという思いを気づかなければいけない。そういうものを方角的に洗い直して、次なる世代に伝えていくことが必要だと思うのです。

岩手県で一番古い神社というのは、恐らく天台寺だと思います。弘法大師は、親鸞と法

然、あと1人いて、3人の弟子を持ったのですが、法然が天台宗の根源、始まりの人であります。だから天台寺の開山は恐らく1,200年ぐらい前になるのでしょうか。あそこで寺騒動があって、昭和の初めにカツラの木が1,000本ぐらい切られました。直径が1メートルから1メートル20ぐらい。伊勢神宮の参道にある杉の並木は直径が1メートル30です。ですから、時代的にはそれに合っているのです。平泉中尊寺の月見坂の杉の木は1メートルありません。したがって、年代的にはそこを見ればわかるのです。そういうものを、新しい文化を若い人方に継承していく中の根っこに置くべきだ。したがって、詳しくなくても、時代的な部分は必ずここに入れて伝えていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋文化振興課総括課長 伊藤勢至委員の歴史に関する豊富な知識に感銘いたしました。豊かな歴史や文化を感じという歴史の部分につきまして、記述が薄いという御指摘、おっしゃるとおりでございます。岩手の豊かな綿々と続く歴史を引き継ぎながら、また新しいものも入れて少し変えていきながら、ただ古くからあるよい歴史、いいものはそのまま後世に引き継いでいくというような、そういった趣旨と考えて目標を出させていただいております。そういった岩手の綿々と続く豊かな歴史についても、十分に指針の中に記載させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○伊藤勢至委員 どんどん新しいものを若い人に伝えていかなければならない。けれども、その始まりがどこにあったかという背骨の部分は、古きを温めることによって伝わっていくと思ひ、私は、温故知新がここにはまると思ひます。今まで、縄文時代が弥生時代と相克し合ったのではないかという説がずっと流れていきましたが、近年になって、そうではなくて、上手に混交してうまく生きてきたということで、現在につながっていると思ひしております。そういう点を改めながら、青森県の三内丸山遺跡にルーツを發する東北の縄文人は、氣象狀況が違つたのかもしれませんが、三内丸山では500人が2,000年以上住んでいたという歴史があつて、それが恐らく御所野遺跡にもつながっていると思ひます。したがって、そういったルーツを、次なる人たちに私たちが伝えなければ伝わっていかない、そういう役を今私たちは持っていると思ひますので、そういったことをぜひこの中に含んでいただきたいと思ひますが、菊池文化スポーツ部長からお伺ひをしたいと思います。

○菊池文化スポーツ部長 現在お示ししている指針の構成、フレーム上の中には、目指す姿の中に伝統文化という位置づけをしながら、各施策の上位概念として一応置いているようにつくつてはいるのですが、伊藤勢至委員御指摘のとおり、そもそも我々は何者ぞいいますか、そういった歴史的背景の中で、伝統文化も含め、今の文化も評価し、そして次にどう展開していくかという整理の仕方があろうかと思ひますので、その辺には配慮していきたいと思ひます。御意見ありがとうございました。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、次に盛岡南公園野球場（仮称）整備事業の優先交渉権者の決定について発言を許します。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 盛岡南公園野球場（仮称）整備事業の優先交渉権者の決定につきまして御報告をさせていただきます。なお、この報告は12月3日に全議員の皆様へ提供した内容と同じものでございます。

それでは、お手元に配付しております資料によって説明させていただきます。まず、1、経過でございます。本年1月に県と盛岡市との間で野球場の整備及び管理に係る連携協約を締結いたしました。3月には、野球場の整備に係る事務の委託に関する協定書を締結いたしまして、県は盛岡市に対しまして事業者の選定に係る事務、審査委員会の設置、運営に係る事務を委託しております。

次に、2、事業者の募集でございます。盛岡市が本年4月22日から10月4日まで事業者からの企画提案を募集いたしまして、清水建設グループと鹿島建設グループの二つのグループから応募があったところでございます。

次に、3、審査の結果でございます。11月19日に第5回目の事業審査委員会が開催されて、清水建設グループの提案が最優秀提案に選定されております。このグループの構成・協力企業につきましては、めくっていただきまして別紙1に記載のとおりでございます。また、提案の概要でございます。提案のコンセプトでありますとか、主な仕様は別紙2に記載のとおりでございます。

次に、4、県の対応についてでございます。県は、盛岡市から清水建設グループを契約に向けました優先交渉権者とするものの協議を受けまして、11月27日に県として同意したところでございます。今後は盛岡市と連携いたしまして、令和2年3月の施設整備及び運営・維持管理業務に係る契約に向けて、清水建設グループと協議を行っていくものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 盛岡南公園野球場はしっかりと進めてほしいと思います。位置関係を見させていただきましても、野球の硬式ボールというのは結構飛ぶのです。ですので、余り外野に建物が余り接近しないよう、またボールが飛んできて大丈夫なような設計を要望します。

ラグビーワールドカップ2019についてお伺いします。前回の改選後の委員会でお伺いしたのですけれども、ラグビーワールドカップ2019のカナダ対ナミビア戦を何とかできないものかと問題提起をさせていただきました。なかなか難しいという話もありましたけれども、早々に機運が醸成したのではないかと思います。釜石市でもやる方向で前向きに検討し出したわけでもありますけれども、そういった際に、これまでラグビーワールドカップ2019を誘致するに当たって、県は協力というかパートナーシップという形で取り組んできたと思っています。このラグビーワールドカップ2019に関連して、カナダ対ナミビア戦をでき

る方向に進めるべきとお伺いするのですけれども、その際に、県としてどういう応援が可能なのか。また、その協議について、一方の当事者である釜石市と協議をしているのかお伺いしたいと思います。

○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ 2019 推進室大会運営課長 カナダとナミビアの試合についてでございますが、一般質問でもございましたように、その声が高まっているというのは我々も受けとめております。そういった声を真摯に受けとめまして、実現に向けて、日本ラグビーフットボール協会といろいろと調整をしていかなければならないと思っております。現在、釜石市の担当者と中身の調整をしております。そもそもカナダ、ナミビアの両国がそういった試合をする場合、まず釜石市に来ていただけるのかという確認を日本ラグビーフットボール協会から両国のラグビー協会にさせていただいている状況でございます。その結果を受けて、釜石市、それから岩手県ラグビーフットボール協会といったところと連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○城内よしこ委員 新聞等によれば、釜石市ではラグビーワールドカップ 2019 から、1 年を機にイベントとして開催したいと出ていました。一方の当事者であるカナダ、ナミビアのチームから返事をいただけるのはいつごろなのか。また、それに向けて、今後どういう準備、タイムスケジュールで進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ 2019 推進室大会運営課長 10月13日のカナダ対ナミビア戦が中止になったということもございまして、我々の考えといたしましてはメモリアル的に実施できればいいかと考えております。ただ、国際試合になりますと、各国の代表選手が集まって国際試合を行う時期が7月とか11月に限られていることございまして、その時期を目指すことになろうかとは思いますが、いかんせん準備をするに当たって、予算といったことも一緒に検討していかなければならないと思っております。

いつごろその答えが来るのかということですが、相手からの答えを待っている状態で、日本ラグビーフットボール協会に催促をお願いしているのですが、日本ラグビーフットボール協会が試合の主催者になる関係もございまして、予算の関係も年明けごろと伺っておりますので、その時期ぐらいいまでは何とか答えを聞き出して、準備に向かっていくという流れになるかと思っております。

○城内よしこ委員 いずれメモリアルイベントという意味では、岩手県より有名になった釜石市ということもあって、私は東日本大震災津波からの復興のまさにシンボリックになると思っています。ぜひそれを前に進めるためにも、早々に実行委員会なりを立ち上げて、いろんな形で、金銭面も含めて、情報収集しながら前に進めてほしいと思っております。そういった御準備はされているのか、お伺いしたいと思います。

○高松オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長兼ラグビーワールドカップ 2019 推進室大会運営課長 実行委員会の関係につきましては、今回のラグビーワールドカップ

2019 組織委員会があくまでもワールドカップの実行委員会ということで、それは一時解散という形になろうかと思えます。また、メモリアルイベントの事業につきましても、そういった大きなイベントになれば、実行委員会という形になるかどうかは別といたしましても、何らかの検討組織を立ち上げて、実施に向けて進んでまいりたいと考えております。

○**城内よしひこ委員** いずれ国民もさることながら、ラグビーを愛するにわかファンにとっても期待をするゲームであります。ぜひ開催できるよう、岩手県も釜石市でやるのだからという腰の引けた形ではなく、しっかりと取り組んでほしいと思えます。そのことを要望して終わります。

○**千葉盛委員** 私からは、盛岡南公園野球場について伺いたいと思います。

まず、応募事業者が2グループということで、二つしか提案がないというのが残念だと思うところと、そして清水建設グループに決定しましたけれども、盛岡市から提案されて協議して決めたということで、何が一番のポイントで、どういうことで清水建設グループを選定したのか、県の見解はどうでしょうか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 盛岡南公園野球場の関係の選考経緯等についてのお尋ねでございます。

まず初めに、この審査委員会でございますが、審査委員会のメンバーは3人の学識経験者と、県と盛岡市から構成される5人のメンバーの委員会でございますが、こちらで審査して、二つのうち清水建設グループのほうがすぐれているという提案がございまして、そして盛岡市で、この審査委員会の意見を尊重し、特にこれを覆すものもないという判断で、盛岡市はこのグループがいいと判断し、そして、県もまた、盛岡市からそういうことでのいかということの協議があつて、それに同意したという経緯でございます。

次に、すぐれた点でございますが、まず今回の清水建設グループにつきましては、見にくくて恐縮でございますが、資料の別紙2をごらんください。基本的に中心部に野球場を設置しまして、回廊と申しますか、駐車場を周りに設置いたしましてアクセスしやすく、利用しやすい形としています。右に屋内練習場がございまして、基本的に野球場からの行き来はできるのですけれども、別々に使うことができ、冬季間の利用等も野球場とは別に行えるということです。また、キッズスタジアムと申しまして、子供たちがキャッチボールをできるような施設がありハード面ですぐれていたこと。また、ソフト面での提案につきましては、地域を巻き込みましたいろんな企画物が充実していたことがございます。3点目といたしまして、費用の問題でございまして、清水建設グループの総額の事業費は約108億円でございまして、鹿島建設グループは121億円で、13億円の差があったことも大きな要素だったと私もは認識しております。以上でございます。

○**千葉盛委員** 2グループだけの提案なので、もっといろんな方々がいろんな提案をしていただければ、よりよい施設の検討ができたかと思うのです。地域を巻き込んでという話もありましたけれども、盛岡市、岩手県が共同で建設を進めていくということですが、岩手県全体の方々が利益を享受していかなければいけないですし、地域を巻き込むといった

ときに盛岡市だけということにはなりませんので、よりよい施設を建設していただきたい。そして、これだけの野球場を建設する機会は、なかなかないのではないかと思うので、とりあえず20年ですけれども、せっかくだから、長い先まで考えてつくっていかないといけない。その中で、さっき余り説明なかったのですけれども、これから建設していくことで、例えば岩手らしさという観点はどこにあったのかをお伺いいたします。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 施設の岩手らしさについてハード面、ソフト面からお話をさせていただきます。まず清水建設グループにおきましては、ハード面からの岩手らしさ、また盛岡らしさへの配慮ということで、別紙2の上に太陽が光っているところが岩手山でございまして、岩手山を見ながら野球が楽しめるような施設の配置にしており、外野席、テラスシートから岩手山を眺めるといことで、眺望を意識しながらの施設配置がございまして。また、この眺望に関連いたしまして、野球場周辺の360度をウォーキングであるとかランニングができるコースを設置いたしまして、岩手山、南昌山を楽しみながら、日常的なスポーツの利用ができるという点。また、細かくて恐縮なのですが、内野のコンコースに岩手の各地をイメージするような表示板を採用するといったことを考えております。例えば南部鉄器の色であれば黒、浄法寺であれば朱色、久慈であれば琥珀のアンバー色という岩手の各地をイメージするような色を、内野のコンコースの表示板等に採用するといった配慮がございまして。

また、ソフト面でございまして、これは本県、そして盛岡市も含めました野球の歴史であるとか、本県のゆかりの選手の紹介、継承するギャラリーを設置するとしておりまして、岩手、盛岡の球場ということをアピールする設計の結果になっております。

○千葉盛委員 しっかりとした計画はこれからだと思うので、岩手らしさ、盛岡らしさという岩手に来て味わえる魅力をしっかりつくってほしいと思います。

それで、野球場ということで、どこでもそうですけれども、寒い地域、雪が降る地域で、年間を通してしっかりと利用していかなければ、つくっても維持管理が大変になっていきますので、その辺年間を通じて活用される工夫といたしまして、年間利用をどのように考えているものか、お伺いいたします。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 年間を通じた活用の工夫についてでございます。

まず、ハード面でございまして、グラウンドは人工芝でございまして、現在の県営野球場、市営野球場に比べて、利用する期間が冬季も含めて長くなることを見込まれております。また、屋内練習場がございまして、50メートル四方の人工芝フィールドでございまして、特に冬季を含めて、フットサル、グラウンドゴルフ、幼稚園の運動会みたいな形でも年間を通じた多目的な利用が可能と考えております。

また、この屋内練習場にはトレーニングルームを設置し、トレーニングの機器、また専用のトレーナーを1名配置するという企画提案になっております。この屋内練習場には、今私どもが力を入れておりますスポーツライミングのボルダリングのウォールを設置するという企画提案になっております。

また、運営面、ソフト面での工夫でございますが、地域の総合型地域スポーツクラブでありますとか、地元のテレビ局等々と連携いたしまして、中学校の部活動の支援の事業、高齢者の方も含めた健康増進、介護予防のプログラムを行うような取り組み、運動会、各種教室、いろんな部屋がございますので、スポーツ教室、運動教室、栄養教室のような取り組みも考えております。

また、県営野球場でございますので、全県的なメリットとして、コンサートであるとか、グルメイベント、中古車市場といった大規模イベントの誘致も考えております。清水建設グループの提案のキーワードが1年中何かやっているようなパークという提案でございましたので、そういう意味でこの提案がすぐれていたと考えております。

また、冒頭で説明すべきでございましたが、スケジュールでございますが、野球場の設計を来年の令和2年度に行います。令和3年度、令和4年度で2年間工事を行い、令和5年4月に供用開始という流れと考えていただければと思います。以上でございます。

○千葉盛委員 室内練習場や、コンサートの利用などはわかりました。冬の期間に年間利用も考えてつくるといふことですが、一番寒い時期といったとき、屋外野球場も活用できるように工夫されているものなのかをもう少し詳しく教えてください。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 屋内練習場につきましては、先ほど申し上げたとおり、冬期間は屋内で活用します。そして、屋外野球場本体の冬の活用については、具体的な提案は明記されていない状況でございます。今後冬期間でもやれるものについて、いろいろと議論しながら、また私どもも知恵を出しながら、盛岡市とも連携しながら考えていくという形でございます。

○千葉盛委員 これからいろいろと進めていくということで、県産材等の活用があればいいと思うのですが、例えば第5期岩手県公共施設・公共工事木材利用推進行動計画で県が整備する低層の公共施設の木造化率100%を目標に掲げておりますけれども、この事業に関して、そういった協議もなされているのか。また、県産材を活用したデザインといえますか、どう活用していくのかお伺いいたします。

○藤田参事兼スポーツ振興課総括課長 まず初めに、県産木材の利用の関係についてでございます。これにつきまして、御案内のとおり第5期木材利用推進行動計画がございますが、今回の盛岡南公園野球場は、このルールに基づく公共施設には該当しないことを確認しております。該当する施設は低層の2階建てでございますが、今回の盛岡南公園野球場は、野球場は3階建て、また屋内練習場の高さは一定のルールよりも高いということでございます。そもそも野球場は大規模施設でございますので、当然耐震を兼ね備えて、堅固といえますか、丈夫なつくりにならなければならないということで、県産木材の利用につきましては内装の木質化に努めるとしてございまして、いろんな部屋の中での床、壁等での利用でありますとか、先ほど申し上げましたギャラリーでの活用などを今後具体的に考えていくということでございます。

あと木材のデザインでございますが、先ほど申し上げましたとおり、これからというこ

とになっております。今年度1月に施行しております岩手県産木材等利用促進条例がございますので、これから計画がつくられるということで、盛岡市、また事業者と情報を共有しながら、この計画に沿った形で利用を進めていきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 盛岡南公園野球場はPFI方式で、提案価格108億8,400万円余ということですが、令和2年度から令和19年度ということになりますと、18年間という計画ですね。そうすると、108億8,400万円余を18年間で県と盛岡市が返済をしていくことになるのですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 斉藤信委員おっしゃるとおりでございます。

○**斉藤信委員** この価格は税抜き価格ですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 税込みの価格になっております。

○**斉藤信委員** この事業概要を見れば、それなりに夢のある中身になっています。盛岡市が55%の負担で、県の負担はたしか45%でしたか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 40%です。

○**斉藤信委員** 県が40%で盛岡市が60%ですか。これは18年間できれいに割れるのですか。あわせて県の負担分は、総額にするとどうなるか示してください。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 1点目でございますが、基本的に施設整備が県が40%で盛岡市が60%、そして運営・維持管理については半々の50%で、個別に計算しております。端数などがありまして、この考え方に沿って負担していくこととなります。

また、県の負担でございます。総額108億円の中で、県の負担は約46億円と見込んでおります。

○**斉藤信委員** わかりました。PFIの期間を18年間としたのは何か根拠がありますか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 18年間というPFIの期間は、3年間で先ほど申しました設計と工事の整備期間になります。15年間につきましては、類似もしくは先行的にしている野球場の改修状況等を踏まえて、15年以降に大規模改修が必要になるであろうということで、3年間足す15年間で18年間でございます。

○**斉藤信委員** そうすると18年間は大規模改修を予定しないということですね。整備されたら令和19年度までは基本的にはもつ。切れた段階で、必要な改修、その後の管理運営を考える。施設は18年間で基本的には県、盛岡市に戻ってくるという契約なのか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 施設につきましては、県と盛岡市の共有ということで、所有権は県と盛岡市にあるということでございますので、18年間でこの金額をペイするというところでございます。

○**斉藤信委員** これで最後にしますが、そうすると管理運営の契約が令和19年度まで、そしてその段階で大規模改修の必要性を検討し、その後の管理運営はまた新たに契約を結ぶということになるのですか。その場合は、施設整備は終わっていますから、例えば指定管理ということになるのですか。

○**藤田参事兼スポーツ振興課総括課長** 15年後、基本は指定管理が見込まれると考えてお

ります。

○伊藤勢至委員 ラグビーについてお伺いいたします。今回のラグビーワールドカップ2019は大成功であったと思います。特に釜石大会の開催につきましては、費用面では国が4割、釜石が4割、県が2割という関係でありましたが、私は県は2割の倍ぐらいの仕事をしていただいたと感謝をしております。それは、2巡目の希望郷いわて国体の成功した開会式、閉会式のノウハウをそのまま持ち込んでもらったというところにあると思っております。県内各地から1万4,000人を集める、北上市の場合と違って釜石市の場合は、言ってみれば半分が海ですので、そういう中で1万4,000人をよく集めてくれた。そのノウハウを持っていた県の役割は非常に大きかったと思ひまして、ありがたく思うところであります。

そこで、今回の一般質問でもいろんな議員から、今後のあり方についていろいろな御提言等がありました。中には高校ラグビーの話もあったように思います。実は高校ラグビーは年間の大きな行事として、春の高体連、花園の予選大会、そして冬場の高校ラグビー新人戦と大きく三つあるわけであり、三つのビッグなゲームと言っていいでしょう。これらの関係は八幡平市の松尾グラウンドの芝生のグラウンドが8面あることが大条件になっております。そして、花園の予選も松尾グラウンドで行い、決勝はいわぎんスタジアムとなっています。そして、新人戦は宮古市で開催をしまりました。第1回、昭和43年から本年の52回大会まで、中断したのが天候のせいなどで何年かありますけれども、ずっと宮古市で開催をしてきまして、これは宮古市に定着をしているイベントであります。したがって、もちろんラグビー関係者はもとより、ホテル、旅館など、いろんな意味で宮古市に貢献した大会でありまして、これを新しく釜石鶴住居復興スタジアムができたから、いきなり釜石市で開催というわけにはなかなかいかない。

ただ、新しくできた釜石鶴住居復興スタジアムの芝生は、人工芝と天然芝を交互に植えているハイブリッド芝生で、国内でもトップクラスのグラウンドだと思います。このグラウンドを活用していくことは、釜石市がメインになるのかもしれませんが、岩手県もお金を出して、将来の若い子供を育てる意味から、県民あるいは三陸沿岸にとっても非常に大きなことです。そうすると、中学校は高校受験があり、しかも3年間しかないので、いろんなイベント、企画をはめ込むには高校は目いっぱい難しいと思います。そうすると、学童の世代があいていると思うのです。今学童のスポーツ大会とか運動会の機会がなくなりました。三陸鉄道を使って沿岸の子供たちを芝生の上に集める、大運動会とは今言わないでしょうけど、スポーツ大会でもいいですが、そういったイベントを企画して、決してラグビーに限ったことではなく、あの芝生はラグーマンだけのものではないので、球技をする人たち、あるいは球技ではなくて陸上競技でもいい、スポーツができる子供たちをグラウンドに集めて、芝生の感触を楽しんでもらう。あるいは飛躍していきますが、老人クラブの皆さんに芝生の上を素足で歩いていただく。これも何か健康面の効果があると聞いた気がするのですが、そういうことに活用していくべきだと思います。

今沿岸では高校ラグビーの15人制で、15人のチームを組めるのは宮古高校1校きりとなりました。あとは7人制のチームであり、全体的に15人制のチームが減ってきている状況にあります。これは、今すぐふやせというわけにはいきませんから、まずはラグビースクールであるとか、今言いました若い世代である学童たちに球技の面白さを植え込んでいくことをしなければ、まかぬ種は生えぬで、まず種をまくことから始めるべきだと思います。そういうふうにすることによって、釜石鶴住居復興スタジアムが生きてくる、沿岸のものになる、岩手のものになると私は思っております。今すぐどうのこうのではありませんが、まずは高校ラグビーが定着している中で仮に、立派なグラウンドですから、高校新人戦の決勝だけは釜石鶴住居復興スタジアムでやる。これも地元の皆さんからも聞かなければなりません、ラグーマンをふやしていこう、そして花園を目指す子供たちに大きな気持ちを植えつけようということであれば、地元も理解をしていただけるかと思っております。その辺をじっくりと御検討いただいて、釜石のアドバイザーは格下ではないかと思っておりますが、そんなことはないので、ちゃんと応分の負担をして成功に導いた県の皆様ですので、そういうことを考えていただきたいと思っております。木村室長、いかがですか。

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長兼ラグビーワールドカップ2019推進室長

釜石鶴住居復興スタジアムの利用の関係について御質問いただきました。大会が終わりました先月、トップチャレンジリーグの釜石シーウェイブスの2連戦、ジャイアンツアカデミーによる野球教室、釜石シーウェイブスのラグビー教室、小学生のタグラグビーの国際交流、映画上映会といった催しが行われたところです。今後におきましても、ラグビーのトップリーグの公式戦、お話ありました小学生のラグビースクール、タグラグビーの交流会、そして今企画中であるのは、高校ラグビーにおいても東北の強豪高校との交流、そして中高年の方々のラグビー交流といったように、さまざまスポーツ、そして文化イベント等での活用を進めていこうとしております。

釜石市でも、来年からの一般利用に向けて、岩手県体育協会、岩手県ラグビーフットボール協会、岩手県サッカー協会、岩手県トライアスロン協会、そして釜石シーウェイブス、市内の小中各学校等にヒアリングを行いながら、希望の調整等を行い、広く利活用を呼びかけていくと聞いております。伊藤勢至委員御指摘の学童や、高齢者の方々のスポーツなど、さまざまな活用が図られるよう、釜石市と連携し、そして岩手にありますスポーツコミッションという部分での合宿といったものの誘致も通じながら、幅広く運用がされていくように働きかけてまいりたいと考えております。

○伊藤勢至委員 先ほど城内よしひこ委員から、ラグビーワールドカップ2019で中止になったカナダ対ナミビア戦をぜひ開催して欲しいという声がありました。私もそれが可能であればいいとは思っております。ただこの間に東京2020オリンピック・パラリンピックという大イベントが存在をするわけでありまして、ここを乗り越えた上で、釜石に6,000人ないしもっと人数を集められるかは、不安なところでもあります。

それと、招待側が費用を持つというのが国際的なルールでありますので、1チーム50人

の2チームで、計100人が日本に来て、翌日試合をして、翌々日に帰るというわけにはいきませんので、恐らく1週間ぐらいの滞在になると5,000万円、1億円近い費用がかかると思います。これは一義的には、今回もうけた日本ラグビーフットボール協会が負担をするという大条件のもとで開催するというのを、釜石市も岩手県も構えていかないといけないと思います。ペナルティーをもらわないように発言をするだけにします。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育次長兼教育企画室長 教育委員会所管の議案第1号の予算議案について御説明申し上げます。

まず、議案第1号の令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）についてであります。議案（その1）の5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正は10款教育費の1項教育総務費から7項保健体育費まで、合計1億155万2,000円を増額しようとするものであります。その主な補正予算の内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので御了承願います。

それでは、お手元の予算に関する説明書の46ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費の2目事務局費は、教育委員会事務局職員の給与改定に伴う人件費及び業務量の増加に伴う超過勤務手当について所要の補正をしようとするものであり、5目教育センター費は、教育センターに勤務している職員の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

47ページに参りまして、2項小学校費から次の43ページの3項中学校費、その下の49ページ、4項高等学校費、50ページの5項特別支援学校費まで、いずれも教職員等の給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

51ページに参りまして、6項社会教育費及び52ページの7項保健体育費は、社会教育関係職員及び保健体育関係職員並びに派遣職員に係る給与改定に伴う人件費について補正しようとするものであります。

以上で予算関係の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今度の給与改定の対象人員の中で、引き上げられる教職員数は全体の何%で、1人当たり幾らの引き上げになるのか示してください。

○山村教職員課総括課長 今回の給与改定により対象になる職員でございますけれども、教育委員会全体では1万1,715人中2,172人、全体の約19%でございます。1人当たりについては手元に資料がございません。

○斉藤信委員 今引き上げの対象となる職員はわずか19%ですと、本庁の場合は29%でしたので、恐らく年齢構成で若い教員が少ないということだと思います。そうすると81%の職員は引き上げなしで、消費税が10月から10%に増税されて実質賃金は低下すると、実質の賃下げになってしまうのではないかと思います。

それで、フルタイムの臨時職員、非常勤職員、パートタイムの職員は対象にはならないのですか。

○山村教職員課総括課長 今回の給与改定については、正規職員を対象としたものでございます。

○斉藤信委員 来年度から会計年度任用職員制度が実施されまして、フルタイムの場合は期末手当、退職金が出ることになりました。教員の場合は会計年度任用職員になるのか。ならない場合に、期末手当や退職金が出るのかを示してください。

○山村教職員課総括課長 講師の場合ですけれども、フルタイムの臨時講師の場合は、来年度におきましても今年度と同様に臨時職員になります。処遇につきましては、確認してお答えさせていただきます。

臨時講師につきましては、正規職員に準じて期末手当、退職手当が出ることになります。

○斉藤信委員 会計年度任用職員に移行しないけれども、来年度からはフルタイムの場合には期末手当、退職金も対象になるということですのでよろしいですね。それは改善ですね。一方で、パートタイムの職員はどうなりますか。

○山村教職員課総括課長 パートタイムの職員につきましては、任用期間が6か月以上で週の勤務時間が15時間30分以上の職員に対しては、常勤職員と同じ支給率で期末手当が支給されます。

○斉藤信委員 それで、スクールカウンセラーの場合、そもそも時給が引き下げられるという訴えがありました。時給というのは生活給なのです。全体とすれば今のよう到来年度から改善の方向が示されているのだけれども、基本給を引き下げるとはどうなっているのですか。

○山村教職員課総括課長 会計年度任用職員の給料等の決定につきましては、国が示した事務処理マニュアルにおいて、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務を基礎として、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等の要素を考慮して定めるとされておりまして、その内容を参考にしながら個別に検討しております。

○斉藤信委員 個別に検討しているのではなくて、時間給は引き下げると出ているのではないですか。それを聞いたスクールカウンセラーがびっくりして、賃金が下げられる、大変だとなっているのではないですか。

○橋場生徒指導課長 スクールカウンセラーの方々について、来年度から導入されます会

計年度任用職員の導入に当たって事前の説明が必要ということで、現在検討している額をお示ししながら、このような方向性もあるということで、制度の導入について理解を求めております。

○**斉藤信委員** これは給与改定にかかわっているもので、これで終わりますけれども、基本給を下げるのは会計年度任用職員の制度からいったら正しくない。今の待遇を少しでも改善しようというのが会計年度任用職員の考え方だと思うのです。ところが、新たに期末手当を出すから、時給、日給は下げる。しかし、時給、日給は生活給です。だから、半年に1回の期末手当が若干出ても、毎月の生活がマイナスになったら、実質賃金がマイナスになると思うので、今検討中だというなら、私は基本的な時給の引き下げはぜひ見直して、日々の生活給をしっかり支えるべきと思います。この件ではここだけ聞いておきます。

○**山村教職員課総括課長** スクールカウンセラーの報酬単価につきましては、正規の職員の中に類似する職務がないということで、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術、経験等の要素を考慮して、他県の状況等も参考にしながら適切な報酬水準を確保するように検討しております。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第9号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山本予算財務課長** 議案第9号県立学校授業料等条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

議案(その2)の55ページをお開き願います。改正の趣旨、条例案の内容につきまして、便宜、お手元に配付しております県立学校授業料等条例の一部を改正する条例案の概要によって御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨であります。先般の台風第19号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る県立学校の入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料を免除できるよう改正しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容であります。台風第19号により住居の全壊または半壊、住居

の流失、世帯の収入の著しい減少のいずれかの被害を受けた者に係る入学選考料等を免除しようとするものであります。

最後に、3の施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行し、令和元年10月12日以後に納付された入学選考料等について適用しようとするものであり、あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 条例の改正について伺います。対象になる子供は何人ぐらいいるのか。そして、想定される経費は幾らになるか。あわせて財源は何か。まとめて伺います。

○山本予算財務課長 条例案を作成する際の調査によりますと、対象となる中学校3年生は6名と報告を受けております。ただし、対象となる生徒について調査中という市町村もございまして、この人数についてはまだふえるものと推定しています。さらに、6名の場合でありますと、入学料、入学選考料等、合わせまして4万7,000円程度の所要額が必要であると計算しております。また、財源につきましては一般財源等であります。

○城内よしひこ委員 多分これから人数がふえるだろうと思いますし、これは柔軟に対応していただきたいと思います。

それで、中学校3年生が対象になると思っているのですが、例えば中学2年生で、まだ再建がままならないような子供たちについては、来年度以降どう対応するのか、あわせて伺いしたいと思います。

○山本予算財務課長 周期についてでございますが、これは生活再建の程度といったものを毎年度勘案し、設定することとしております。

○城内よしひこ委員 ということは、柔軟に対応できるということでしょうか。

○山本予算財務課長 毎年度検討いたしますので、柔軟に対応いたします。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第22号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めるこ

とに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○清川保健体育課総括課長 議案第 22 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 2）の 87 ページをお開き願います。事案の概要でございますが、議案の損害賠償の原因の欄に記載のとおり、令和元年 9 月 24 日、岩手県立宮古商業高等学校グラウンドにおいて、体育の授業でソフトボールをしていたところ、生徒の打球が敷地内の駐車場に駐車中の自動車に衝突したことにより車両が破損したことから、所有者に対し損害賠償を行おうとするものであります。損害賠償の額は 13 万 5,498 円。和解の内容は、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないこととなっております。

以上でございますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 毎回損害賠償事件が出てくるのだけれども、この事件も学校の形状から見ると、注意を払ってやれば、こんなにボールが飛ぶというのは考えられない。アクシデントではなくインシデントですよ。その辺をしっかりと指導してもらわないと、ましてや一方の車は先生の車ではないですか。ちゃんと配慮するべきだと思います。ぜひそういうことを注意するようにお願いして、終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○城内よしひこ委員 提案にもなるのですけれども、お伺いいたします。

宮古市にはリアスハーバー宮古という施設があります。この施設は港湾課が管理しておりますが、施設を管理運営する方々のお話を聞く機会があり、そこで教育委員会関係に管理運営の所管を動かしてはもらえないかという話がありました。理由は、リアスハーバー宮古を使っている子供たちは教育環境下におりますし、希望郷いわて国体など、いろんな大きな大会にも出場しています。そして県内では唯一のハーバーでありますので、所管を

動かす検討はできるのかお伺いしたいと思います。

○大畑教育企画推進監 リアスハーバー宮古につきましては、海洋性レクリエーション需要の増大に対応するヨット競技の普及等に寄与するというので整備をされたと承知しております。今利用者の状況のお話もございましたけれども、利用者数は近年、毎年2万5,000人程度で推移していると聞いております。部活動で、宮古高校、宮古商業高校のヨット部の生徒が利用しております。県土整備部に確認したところ、利用者全体に占める生徒の利用割合は、年度によって若干差がございますけれども、全体の6割から8割程度と聞いております。

所管の移動を検討することが可能かでありますけれども、リアスハーバー宮古につきましては、岩手県港湾施設管理条例に基づく港湾施設ということで整備をされております。生徒以外の一般利用もあると聞いておりますので、教育委員会が教育施設として管理することが適当なのかどうか、そこは慎重に検討する必要があると思っております。

○城内よしひこ委員 港湾の施設はそのとおりで、私も理解してお伺いしているのですが、港湾課は利用に関してノウハウがないのです。指定管理を港湾課で行っているのは、県内でも1港ぐらいしかないかと思っております。なかなか利用者側とうまくマッチできていない。教育関係の施設と私は認識していますので、指定管理をたくさん持っている教育委員会で、利用者の立場になって考えてほしいし、まして、先ほどの利用状況を見れば、6割強が子供たちでありますし、今後宮古商業高校と宮古工業高校の統合があるわけでありまして、そういったことも加味しながら、子供たちが伸び伸びと宮古で頑張れる、そして全国大会にも通ずるように、また、伊藤勢至委員の子供もインターハイに出て優勝しておりますので、そういった歴史、文化、伝統があるリアスハーバー宮古をしっかりと守るために、所管の移動について検討してほしいと思っておりますが、再度お伺いしたいと思います。

○大畑教育企画推進監 リアスハーバー宮古につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、港湾施設という性格で整備をされておりますので、港湾法などの法的な支障がないかといったことも含めて、県土整備部の意向を聞き取りし、それからどうするか判断が必要と考えておりますので、その点確認していきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 別途港湾課とも議論する機会があったら、私からしっかりと提言しますので、ぜひ横串を刺し、連携して、利用者目線で検討していただくようお願いして終わります。

○千葉盛委員 大きく2点お伺いします。東日本大震災津波の被災地の学校で復興加配がありますけれども、子供たちの学校環境の充実は非常に大切ですので、教職員の復興加配の現状と今後の見通しをお伺いいたします。

○金野小中学校人事課長 教職員の復興加配についてであります。今年度の復興加配は小中高校、特別支援学校、合計148人を配置しております。復興加配の配置によって、児童生徒の学力保障、心のサポートに努めております。次年度も沿岸部を中心とした被災地

の児童生徒に対する心のサポートや、学習支援等のために復興加配は必要であると考えており、今年度も沿岸被災地の全ての市町村教育委員会を訪問して状況を丁寧に聞き取りながら、その要望を集約した上で国に対して加配を要望しております。

○**千葉盛委員** そうすると、まだ見通しはわからないということですか。要望中ということですが、来年の復興加配の人数はわからないのですか。では、学校からこういった声があるのか主なものでよろしいのでお聞かせください。

○**金野小中学校人事課長** 復興加配の配置によって、教職員が子供たちと向き合う時間を確保することができておりました、きめ細かに対応したり、複数の目で子供たちの変化を捉えるなどを通して、学力保障、心のサポートに努めておりました、学習環境や生活の安定など大きな役割を果たしていると認識しております。

○**千葉盛委員** 今復興加配が 148 人配置されておりますが、この 148 人が減っていくと、業務的にいろいろ支障を来していく学校等が出てくるものなのか。復興加配なので来年で終わるのか、それとも復興庁はまだ存続するので、その後も復興加配は続くのか。見通しがまだわからないということで私も何とも言えないのですけれども、来年の見通しくらいは、こういった感じかも踏まえてお話しただければありがたいのですけれども、学校現場として復興加配がなくなったらどうなるといった声についてお伺いします。

○**高橋県立学校人事課長** 学校からいろいろ聞き取りしておりますので、その一端を御紹介申し上げたいと思います。沿岸南部のある学校でございますけれども、被災生徒の心のケアを行うため、教育相談及び保健指導を担当しており、ケアに時間がかかる、手がかかる生徒がふえている。そこで、復興加配の教員がなくなると厳しい状況が生じることが予想されると伺っております。また、復興教育の一環として、外部団体とのいろいろな交流事業の共同展開もございまして、そういったことを担当する職員もぜひ欲しいと言われております。そういった状況でございますので、来年度、もし復興加配がゼロになってしまうと、沿岸の学校については非常に厳しい状況に置かれるものと判断しております。国にはぜひ継続してもらえよう要望しております。

○**千葉盛委員** 復興加配がゼロになると厳しくなるという状況で、いずれ復興加配は減っていくなり、なくなっていくという中で、県としてはどのように埋めていく考えなのか、お伺いいたします。

○**山村教職員課総括課長** 復興加配については、今御説明したとおり、現場にとって非常に大事な職員でございます。まだ沿岸でもいろいろなケアの必要な児童生徒がおりますので、復興加配が継続するように取り組んでいきたいと思っております。その際には各学校の状況なども、丁寧に確認しながら、現場の実情に応じた配置ができるように努めてまいりたいと考えております。

○**千葉盛委員** 復興加配については最後にしますけれども、計算しているのかわかりませんが、今復興加配の教職員が 148 人いて、来年以降、何人必要としているのか、多分ならしていく必要もあるかと思っております。現状、ふだんの状況より多目に先生たちが配置

されているのでしょから、恐らく現状に戻そうと努力されている学校もあつたり、また特にそういう努力をせず、今の状態が通常どおりになつてしまつている学校もあると思うのですけれども、それぞれの学校の状況について教育委員会はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 そのあたりにつきましては、学校に毎年丁寧にヒアリングを行つております。これから先、どの程度の期間、文部科学省から加配をもらえるかということについては、現時点で確定的なことは何も言えないので、そういったこともだんだん減つていくということも前提に置きながら学校経営をお願いしたいということは、校長先生方にはお願いしております。こちらとしてはなるべく長期間にわたつて復興加配を継続してもらえよう、引き続きお願いしております。

特に県立学校につきましては、東日本大震災津波の際、小学校低学年だった児童が高校に入つてきている段階でございます。そういった状況も踏まえ、支援学校などにつきましては、逆にふやしていただいている学校もあるので、国でもその辺はいろいろ考慮していただけているのではないかと判断しております。

○千葉盛委員 いずれにせよ子供の環境を守つてということで、国は国としてももちろんいろいろあるでしょうけれども、県としてもしっかりとサポートしていただけるように努力していただきたいと思つています。

もう一点お聞きしますけれども、来年度からキャリアパスポートが実施されると思うのですけれども、どのように周知されて、現段階としてどういった状況なのかお伺いいたします。

○軍司産業・復興教育課長 キャリアパスポートについてでございます。キャリアパスポートは児童生徒が学校、家庭、地域社会において学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う際に、児童生徒自身がその学びを記録し蓄積する教材、ポートフォリオのことでございます。県教育委員会は、来年4月の実施に向けまして、小学校、中学校、高等学校のキャリアパスポートの例示を作成し、周知を進めております。

小中学校につきましては、教育事務所を通じて市町村教育委員会に周知いたしまして、教育事務所では各校の教務主任の先生を対象にした研修会などを始めております。あと県立学校におきましては、これから各学校に周知いたしまして、来年度、活用方法について研修会を実施する予定となっております。

○千葉盛委員 今周知している段階ということですが、事例を見ましたが、今でも学校でやっている取り組みを改めてそのままつづつていく形に見えたので、どうなのかという思いもあつてお聞きしました。最後にしますけれども、キャリアパスポートの周知を進めている中で、学校現場から、どういった感想、意見があるのかを聞いて終わりたいと思つます。

○軍司産業・復興教育課長 今千葉盛委員御指摘のとおり、既に同じような教材を使つて

キャリア教育を進めている学校もございます。そういう学校につきましては、今使っている既存の教材を使っても構わないことで進めております。あとはこちらでお示しする例示のキャリアパスポートについても、各学校で、その学校の実情に応じてカスタマイズしながら、使いやすいように活用していただくことで進めております。今周知したばかりでございますので、各学校の声はまだ吸い上げていない状況でございます。

○千葉絢子委員 3点お伺いしたいと思います。通告していない質問もありますが御了承いただきたいと思っております。

まず、決算特別委員会で、私から質問を申し上げた、部活動の件についてお伺いしたいと思います。8月に新しい指針が出まして、部活動のあり方は自発的、自主的に参加するものであると規定されました。そして、先日の議論におきましては、新しい取り組み、全員加入、強制加入ではないということを中学校に要請をしていくが、その取り組みとしては、市町村教育委員会にお任せするという答弁がありました。高校入試において、部活動に関しては、面接で必ず聞かれる項目になっておりますので、それが本当に高校入学試験の合否の基準にならないように高校にも求めていくことが必要だと思っております。この点について、先日の議論からきょうまでの間に県教育委員会の中ではどのような議論が行われているのかお示しいただきたいと思っております。

○里館高校教育課長 まず、高校入試の面接において、部活動については必ず聞く項目ではありません。代表的な質問項目を申し上げますと、中学校時代に頑張ったことは何ですか、高校に入ったら何を頑張りたいですかなどです。その中で部活動について話す生徒もいますし、勉強を頑張りたい、ボランティア活動を頑張りたいと回答する生徒もおり、そういった形で面接を行っておりますので、部活動の加入状況が合否にかかわるということではございません。

○千葉絢子委員 先日も申し上げましたとおり、中学校の子供たちの間、そして保護者の間では、中学校で部活動をやめる、転部をするということが非常にネガティブに捉えられております。それは、都市伝説レベルですけれども、部活動を途中でやめると内申書に響くらしいとなっているのです。それが先輩から何十年間も申し送り事項のようになっていて、転部に対して積極的ではない学校もあります。なので、中学校での指導になりますけれども、子供たちの不安をしっかりと取り除いてやっていただきたい。そして、スポーツ推薦とはまた別になりますけれども、一般入試において、子供たちにとって、不利益にならないようにやっていただきたいと思っております。子供たちにとって部活動をやめることは、自己肯定感の低下につながるのです。自分は途中でドロップアウトしてしまったと思い、同じ部活動の仲間たちと会話することもあります。それが運動部だった場合、そのスポーツ自体も嫌いになってしまうといった深刻な事態になっていまして、部活動をやめたことが不登校の原因、あとはいじめの原因になるということが実際中学校で起きています。私の娘も中学生であり、同じような状況になりまして、学校を巻き込んで話し合いをしたこともありました。なので、部活動をやめることは高校受験にとって何もマイナスになら

ない、子供の精神的負荷を早く解放してあげていただきたいということでもありますので、ぜひ中学校、高校ともに、楽しく学校生活を送り、また、高校生活からリセットできるような環境を子供たちに整えてあげてほしいということをお願いいたします。

次にお伺いするのは、学力向上の問題であります。きのう、小野共議員の一般質問におきまして、全国学力・学習状況調査で小学校6年生は数学、英語ともに全国9番手でありましたけれども、中学3年生の数学、英語はともに下位から2番手、3番手になってしまっていることが明らかになったわけですが、さらにセンター試験の成績も思わしくないと指摘されたとおりであります。この前の常任委員会、そして本会議においても、学力向上よりも、先生方の問題や学校現場の御苦勞については話がありました。私は無所属でありながら県議会に2回当選させていただいていることは、自分の政策課題として子供たちの学力向上を掲げているところが同年代の保護者にも支持をされているのだろうと自負しております。なので、私は学力向上のために県議会にいさせていただいていると言っても過言ではないと自分では思っています。学力向上というのは、教師の働き方改革といったものより優先すべきことなのか。全国学力・学習状況調査結果が47番手になれば満足なのか。そこをしっかりと話し合うべきではないかと思っております。学習状況調査については、対策をしている学校も出ているということで、県内でも学習状況調査を重視する余り、対策をとっている学校もあるという議論も今まで出てきたように感じていますが、もし対策をとっているとした上でこの成績であるならば、子供たちの将来の進路というのは本当に真っ暗なものになるのではないかと私は思っております。この件について、佐藤教育長はどのようにお考えでしょうか。

○佐藤教育長 子供たちの知、徳、体を兼ね備えた生きる力を育むことについて、まず基礎、基本をしっかり身につけておくことが大事であります。そのためには授業の改善など、学校現場でも教職員が苦勞しながらさまざまな取り組みをしております。過度な競争ではなく、あくまでも児童生徒が自分の将来の進路実現のため、大学進学も当然でありますし、また職業人としてしっかり知識、技能を身につけて、人生を設計していくということにきちんと対応できるような学力を身につけていただくことが私どもの使命であると思っておりますので、そういった取り組みはしっかりやっつけていかなければならないと考えております。

○千葉絢子委員 政策評価レポート2019を見ました。いわて県民計画（2019～2028）に沿って評価がされているわけですが、資料の24ページ、教育の分野、学びや人づくりによって将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手が目標に掲げられているわけですが、26ページの県民意識の状況をごらんいただきたいのですが、子どものためになる教育が行われていると感じますかという問いに対して、平成30年は22.3%しか肯定的な答えをしていないのです。これは、感じる、やや感じるの二つの項目で肯定的に捉えている方の割合が22.3%です。ということは、5人に1人しか今の公教育のあり方に満足をしていないというのが見てとれると思うのです。

この間PTAの県の会報が来ました。そこに平成30年度に教育委員会で実施したアンケート調査の結果が載っていました。保護者の人たちが一番関心を持っているのは、子どもたちの勉強や進路で、それが一番心配と答えた方が過半数を超えていました。親や子どもにとって、自分の進路をどう実現していくか、学習におくれをとらないように、進学なり自分の将来の道に向かって、どう勉学的なアプローチをしていったらいいかと非常に悩んでいるというデータがそのアンケート結果に出ていると私は見たのです。満足度につながる県民意識についても、22.3%の方しか満足していないという数字も受けとめて、学力向上に向けた取り組みを強化していかないといけないのではないかと思います。この政策評価レポート2019を受けてどのような考えを持たれているかお聞かせいただきたいと思えます。

○小久保学校教育課総括課長 学力向上、子供たちの学びの充実については極めて重要であると認識しております。まさにいわて県民計画（2019～2028）にも位置づけたとおり、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢の実現ということや、そのためには知、徳、体のバランス、それは知も大事だし、徳も大事だし、体も大事だし、知育、学力の育成についても非常に重要であると考えておりますので、今のいわて県民計画（2018～2028）においても、そのアクションプランの中で、確かな学力という項目を立て、大きく三つの柱を立てております。その中で、これからの社会で活躍するために必要な資質、能力の育成、先ほど佐藤教育長が御答弁申し上げました、いわゆる基礎、基本という知識・技能という分野、それから思考・判断・表現といった変化に対応した学力といったことをきちんと育成するという柱を立てますとともに、二つ目としましては、具体的な授業改善、それから家庭学習の充実も含めて進めていくという柱を立てております。さらに、進路実現の推進ということで、進学支援も含めまして取り組んでいくものとしております。

これらの施策を推進するに当たっては、何よりも重要なのは教員の指導の内容であり、それが子供たちにどのように受けとめられて、子供たちの力として育っていくかという視点であると考えております。県の指標においてもそういった考え方を反映した指標に設定しております。また現在検討しておりますいわての授業づくり3つの視点においても、そういった要素を盛り込んでいきたいと考えております。さらに各種研修等についても、先ほど申し上げた子供たちの成長がどう見られているかといった視点から研修等を実施していきたいと考えております。

○千葉絢子委員 政策評価レポート2019の25ページになりますが、学力が全国水準未満の児童生徒の割合という参考指標が出ていますが、全国水準未満の子供たちがおよそ半分いるのです。なので、これは行き過ぎた競争という前に、全国水準に満たない子供たちが半分いるということです。これは基礎的な知識を身につけるという部分になると思えますので、せめて70%とか80%ぐらいに上げてやらないといけないと考えます。子供たちが生きていくのは私たちが生きてきた時代ではないのです。全国、そして世界の子供たちと渡り合っていかなければいけないのに、このような水準で果たして義務教育を終えていいの

か、そして子供たちに、高校で進路や大学入試センター試験の結果が思うようにいかないという事実、不利益を残したままでいいのかと、私は常々子供たちを見て思うわけです。

今岩手は医者が少ない、スクールカウンセラーの方もいない、児童福祉士もいないという地域課題を抱えています。そういう専門職の資格は、何度も申し上げているように、4年制の大学卒業以上でないと取れないのです。その地域課題を解決するために学力の充実をとという御指摘、御意見がありますけれども、それを充実させるためにも、地域で必要としている人材は地域で担うという観点から、4年制大学を普通に出ていける学力を身につけさせることは大事だと思っています。それがひいては地域の経済力を高め、知恵を高め、そして皆さんのような優秀な職員を輩出していくことにつながるとすれば、そこはしっかりと議論していかなければいけないと思っています。

これは主張になりますけれども、我々が委員会などで学力が必要だ、必要でない、もっと違う教育があるのではないかという議論をするのですが、その議論をしている私たち、そして皆さん方も、ほとんどが大卒の方であるということを重く見ていただきたいと思えます。私たちも大学を出ていなければ、もしかしたら今の職業についていないかもしれないのです。それを考えると、人材育成がいかに大事か、大学入試センター試験や、その後の専門書を読み解く力、後に待っている職業に必要な基礎知識、基礎技能を問われるという御答弁もありましたとおりで、その力をつけて、高校を出してやるというのが私たち大人に課せられた大きな使命のように思っています。ですので、全国水準未達の学力の子供たちの数を幾らかでも減らすように皆さんに御協力をいただいて、学校の先生方にもいま一度考えていただくことが必要なのではないかと申し上げて、次に行きたいと思えます。

高校再編についてお伺いいたします。今公立高校で規模の縮小や、募集停止など、いろいろな議論が行われています。本日この後、政策地域部関係の私学予算についての補正、そして請願についての審査が行われるのを前提に、県教育委員会として、今高校再編の議論の中で、子供の減少による規模の縮小、予算の削減という問題が公立の学校を中心に議論されていることについて、私立高校とのバランスを考えたふるさと振興の観点から高校再編のあり方を考えるときに、私立学校とはどのような意見交換をしているか、そして定員のバランスをどうとっていったらいいと思っていられるか、お考えをお聞きしたいと思えます。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 高校再編におきます公立高校と私立高校のバランスについてでございます。教育委員会では、委員にも御参加いただいておりますが、県内各地で後期計画の策定に向けた地域検討会議を開催しております。その際に、後期計画の策定に際しては私立高校の状況も考慮しながら進めてほしい、あるいは私立高校の募集定員について岩手県私学協会との調整も必要といった御意見もいただいております。こうした御意見のとおり、私立高校の募集定員のあり方につきましては、県立高校の再編に密接な関連があるものと認識しております。教育委員会、政策地域部及び私立学校関係者の方々と岩手県公私立高等学校連絡会議を定期的で開催いたしまして、双方の募集定員を含む学

科改編の状況等についても情報交換を行って、私立学校関係者に対しては再編計画の趣旨、それから進捗状況について説明を行いまして御理解と御協力をお願いしております。

後期計画の策定についてですが、県立高校のほか私立高校の募集定員、入学者の状況についても十分に見きわめながら検討を進めてまいります。

○千葉絢子委員 私立学校費ですけれども、昨年度の決算ベースでは57億円でした。そして、この後審査される補正予算を含めると、今年度は62億円になるわけです。この2年で5億円ふえています。一方で、公立学校に対して、規模縮小の議論がふるさと振興にも書かれているのですが、私立については支援を拡充する、これからも伸びていくというベースで書かれているのです。ただ、公立高校の定員が削減になると何が起こるかという、今の子供たちは、公立高校だけを受験して浪人するのは常識ではありませんので、私立高校を受験するのです。そうすると、私立高校については、実質の定員があってもそれ以上にとるのが通例でありますので、そこで行く学校があるからいいではないかということで、私立の高校は規模を維持していくことができるわけです。

一方で、公立高校は、子供たちは必ず減っていくという議論の中でどうしていくかということで、頭をひねって、OBたちも気をもんでいる中で、私立高校の運営費の補助を拡充してほしいという根拠と、予算の62億円を私立高校でどのように使っているのかがわからないと、公立高校の規模縮小の議論は支持されないのではないかと思います。

本日出てくる請願の文章の中には、私立中学校に対しての支援も項目に入っているわけですが、基本的に義務教育というのは小中学校設置は市町村の義務であると思っております。私立学校というのは自由な教育目標などという教育理念のもとに展開していただいていると思っております。そこに子供を入れるかどうかというのは、ある程度親の自己責任だと思っております。なので、590万円未満の年収の家庭に対しての支援も要請されているわけですが、子供の貧困に関する調査でも、年収を見ると590万円ももらっている家庭なんてほとんどないわけです。そうすると、私立学校に入っている7,000人全員に補助しなければいけないという状況になってきているのではないかと。果たしてそれは県のあり方として、私学に対しての支援として、本当にすべきことなのかをいま一度考えなければ、やみくもにこの請願に賛成することができないと思っております。県教育委員会のお考えを聞きたいと思っております。私は利害関係ありませんので、利害関係に基づいた話ではないのです。これからの子供たちの教育、そして県財政を考えた上で、本当に余裕があるものなのかお伺いしたいと思うのです。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 ただいま千葉絢子委員から私学の予算についてお尋ねがありました。私の立場ではお答えすることがなかなか難しいということで、御容赦いただければと思いますけれども、11月に先ほど申し上げた公私立高等学校連携会議が行われまして、地域検討会議で私立高校のあり方、募集定員のあり方についての御意見が出たことは私学関係者の方々にも御説明いたしまして、今後とも協議を継続してほしいとお願いしました。一定の御理解をいただきまして、岩手県私学協会内でも情報共有を図っていただ

くことについて了解を得ております。今後ともそうした場などを活用しながら、高校再編を考える上で、高校教育、県においても公立と私立の両方がそれぞれの立場で協力しながら県立高校の再編を進めております。

○柳村一委員長 再開後おおむね2時間が経過いたしましたので、午後3時5分まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○山村教職員課総括課長 給与改定に伴う1人当たりの増加額についてでございます。給与改定に伴う予算の増加額を対象者数で割った数でございますが、年間1人当たり約4万2,000円（後刻「約2万4,000円」に訂正）でございます。

○斉藤信委員 もう決着をつけてからの答弁だから問題なのだけれども、文化スポーツ部の際に、県職員について私が質問したときは、1万8,000円でしたよ。教育委員会の4万2,000円はどういう意味なのか。後でちょっと精査してください。どっちが間違っているのかわからないが、こんなに差はないと思う。教員のほうが高いとは思いますが、試算の方法が違うなど、どっちかが間違っているのではないかと。

まず第1点、12月4日の国会で強行採決された1年単位の変形労働時間制について質問します。この変形労働時間制はどのようなものなのかを簡潔に示してください。

○山村教職員課総括課長 この制度は、国の資料によれば、夏休みなどの長期休業期間中の教員の業務の時間が学期中よりも短くなる傾向に鑑み、学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめどりのように、集中的に休日を確保することが可能となる制度でございます。

○斉藤信委員 極めて不正確でした。夏休みにまとめどりというのはそうなのだけれども、一方で繁忙期は1日の勤務時間を最大10時間まで延長することができる。このことが大問題なのです。

それで、岩手県の教育の現場に1日の勤務時間を10時間にするような仕組みがあるのか。夏休みのまとめどりというのは、この法律がなくても今の制度上、できるのではないかと考えますけれども、いかがですか。

○山村教職員課総括課長 この制度についての法案は、まさに今可決されたところでございまして、さらにその制度の詳細について、今後国で検討されると聞いております。そういった状況を確認していきたいと考えております。

○斉藤信委員 実は、変形労働時間制は労働基準法の中であって、こういう規定なのです。1994年の通知ですが、1年単位の変形労働時間制の施行の際の通知では、労働時間短縮の観点から、導入の前提として恒常的な残業がないことを挙げています。学校の現場は異常な恒常的な残業がある。だとすれば、導入の前提がないのではないかと考えますが、簡潔

に答えてください。

○山村教職員課総括課長 国の説明では勤務時間の上限に関する指針や部活動ガイドラインの遵守などで、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組みや、長期休業期間中の業務量の縮減促進などを行うことによって、この制度の運用を担保したいと説明をしていると承知しております。

○斉藤信委員 私が聞いていることにあなたは答えていない。というのは、きのう上原委員も本会議で今の実態はどうか質問したでしょう。平成29年度の人事委員会の教育職員の長時間労働の調査では、時間外勤務が月100時間を超えた人が668人で19%とあります。この数字は異常ですよ。ほかの部局と比べても異常な長時間労働がはびこっている。こういう状況では、労働基準法から見て、1年単位の変形労働時間制は、現時点で導入の前提がないのではないかと。いかがですか。

○山村教職員課総括課長 労働基準法の解説によれば、変形労働時間制は季節などによって業務の繁閑の差がある事業に適用されるものであり、恒常的に時間外労働が行われている事業には適用されないと解説がございます。そのような点も含めて、法案の審議の過程で議論されたものと承知しております。制度の詳細、具体的な運用については、これから国が検討するものと承知しておりますので、そういった状況も注視していきたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、学校現場、教員の実態を見ない悪法だと思います。そして、導入の前提について、今の学校現場にはないということ指摘しておきたいと思います。重大なのは1日8時間労働制を壊すということです。1日の勤務時間を10時間まで認めると。文部科学省は学校行事などで忙しい4月、6月、10月、11月を繁忙期として、この期間を1日3時間ふやして、上限10時間までやるということですが、とんでもないことです。8時間労働制でさえこれだけ残業があるときに、1日10時間まで勤務させたらどうなりますか。残業の短縮にならないどころか、もっと残業がふえるということになるのではないですか。シンプルに聞きます。1日10時間にしたら、長時間労働はさらにふえるのではないかと。

○山村教職員課総括課長 国の説明によれば、長時間勤務が必要な時期に勤務時間を8時間ではなく、それに合わせて10時間にして、そのかわり夏休みなど、その分を短くするというので、その制度によって自動的に勤務時間の実態が変わるものではないと承知しております。

○斉藤信委員 あなたは文部科学省の職員ではないのだから、文部科学省の代弁をしなくていいから。例えば1日の勤務時間を10時間まで認めたらどうなるか。今の退勤時間である午後4時45分は守られていないと思うけれども、一日の勤務時間が10時間になったら、退勤時間は午後7時、8時になりますよ。子育てしている女性の教員、男性の職員も子供さんを迎えに行くが、そんな時間に保育園はやっていないですよ。今だって大変なのだから、これは男女共同参画を壊しますよ。今長時間労働の大幅な削減が求められているときに、さらに稼げというやり方は私は絶対に許されないことだと思います。

大事なことは、この1年単位の変形労働時間制は、都道府県、政令市での条例の制定が必要なのです。私は、岩手県が今の学校と教員の実態から見たら、この変形労働時間制を導入する条例制定の前提条件がないと考えるけれども、現時点では導入の根拠、前提がないのではないですか。これは大事なところだから教育長に聞きましょう。

○佐藤教育長 今の学校現場の実態等を見ますと、長時間勤務が実態としてあるということでありまして、報道等を見ますと、参議院の文教科学委員会の参考人質疑でも現場の教員が来て意見を述べられているということで、参考人の教員は繁忙期の定時が延長されると、その分業務負担がふえるとお話されていました。それから夏休み中の休暇のまとめどりというの、西日本であれば夏休みというのは8月いっぱいまでありますが、本県のような東北、北海道の地域ですと、お盆過ぎには再開し、夏休みを終えるという実態もあるわけです。そういった地域の実情、あるいは学校現場の実態というの、きちんと管理していかなければならないのではないかと思います。きのうの一般質問において、労働安全衛生の関係で、根本的に働き方改革で長時間労働を減らしていくことをまず優先的に取り組んでいかなければならないと答弁しております。こういった1年単位の変形労働時間制の導入は国で決め、これから省令で細部が詰められて示されてくるのだと思うのですが、そういった省令の検討の中にも、全国教育長協議会等、現場を熟知した団体でもって、しっかりとその実態を文部科学省、国に伝えながら、省令の検討といった作業を進めていきます。その中には私どもが現場の声をしっかりと伝えながらやっていかなければならない。本県の状況は長時間労働の実態があり、働き方改革プランを昨年つくったわけですから、それを着実に実行し、教員の負担軽減を着実に進めていかなければならない。まず最優先はそこかと考えております。

○斉藤信委員 今大事な答弁があったと思います。余りにも今の学校と教員の実態は深刻で、一日の労働時間の8時間を10時間に延長するような条件は全くない。文部科学省は恒常的な時間外労働がないことのハードルとして、時間外勤務を月45時間、年間360時間を上限のガイドラインにするということも示しています。全国的には、小学校では6割、中学校では7割がこの上限を超えて働いている。岩手県の実態はすぐ出ますか。

○山村教職員課総括課長 働き方改革プランで時間外勤務月80時間以上の勤務を減らしていきたいという目標を掲げておりまして、時間外勤務月80時間以上の教員の割合は、昨年度は平均で9.6%でございました。

○斉藤信委員 これは極めてずさんな調査です。これは実数ではなく、いわば四半期の平均です。だから、実数が出てこない。人事委員会の資料だと9.6%どころではなく19%になるのです。もっと精度の高い調査を行うべきだと思います。月に時間外勤務100時間を超えた県立学校の教員が668人で19%という数字が人事委員会の調査であり、実数です。だから、全く精度が曖昧な、統計の出し方だと思います。少なくとも人事委員会の調査と合うように出すべきだと指摘しておきます。残念ながら時間外勤務45時間のハードルを超えている数字は出ませんでした。全国は出しているのだから、これはきっちり後で示して

いただいて、それだけでも1年単位の変形労働時間制は導入する条件がないということが出てくると思います。

そして、大事なことは、県の条例制定によって、1年単位の変形労働時間制は導入できるのです。もう一つ、国会で注目すべき答弁は、教員の同意なく押しつけることがあってはならないという質問に対して、学校のみんが嫌だというものを、条例ができたからといって動かすことはできないと萩生田文部科学大臣が答弁しています。学校の中でも教員の同意なしにはできないという国会答弁ですから、こういうものは絶対導入させないように、現場を踏まえてしっかりやっていただきたい。

そこで、関連をして、教員の長時間労働の是正の取り組みについて、働き方改革プランも出しましたけれども、具体的にどういう課題、分野で成果が上がっているのか、今後どう取り組むのかを簡潔に示してください。

○山村教職員課総括課長 働き方改革プランを策定しまして、教職員の負担軽減、健康確保等に重点的に取り組んでおります。ワーキンググループを設置して、学校、教員が行っている業務についての業務改善の検討を行ったり、あるいは外部人材の活用ということで部活動指導員、スクールサポートスタッフを配置するなど取り組んでおります。今後につきましても、働き方改革プランに基づいて着実に取り組みを進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 具体的にどういう成果が上がっているかについては、残念ながらはっきり示されなかった。この働き方改革プランは積極的な目標を掲げているのです。働き方改革プランでは、平成30年度は時間外勤務月80時間以上を3割減、そして2019年から2020年度にかけて、さらに3割減し、月100時間以上はゼロにするという目標です。年次を区切ってこういう目標を掲げているのだから、私は思い切った対策をとらなかったら計画と取り組みが大幅に乖離するのではないかと思います。

第一義的には、私は余りにも教員の業務が多過ぎて忙し過ぎる、だから大幅に教員をふやすことと、業務を大幅に削減する以外にないと思います。人をふやすということは、国の責任ですから、国が異常な長時間労働を是正しようとするのだったら教員をふやす。もう一つは業務の削減です。業務の削減で、この間何が一番ふえたのかというと、授業時数です。文部科学省が2006年と2016年に行った教員勤務実態調査を比較しますと、2006年では、小学校において1か月で9時間、授業の時間がふえたのが最高でした。2番目の学年学級経営が3時間20分。全体で月に22時間20分ふえたことになっているのです。中学校の場合も、授業が5時間、授業準備が5時間ふえており、合わせると10時間ふえているのです。だから、業務の改善という点でいけば、どんどん授業時数をふやして、教員の仕事の根幹をふやしているのです。

これは、高田一郎議員が一般質問でも取り上げましたけれども、来年度から小学校は英語科、外国語を導入して32時間（後刻「35時間」と訂正）ふえるということですが、とんでもない話です。どんどん授業だけふやしているのであれば、残業がふえるのは当たり

前ではないですか。ここを抜本的に改善しなかったら業務がふえるだけということになってしまわないか。これについて、どう受けとめて、どう改善しようとしていますか。

○小野寺義務教育課長 小中学校における授業時数増についての対応であります。齋藤信委員御指摘のとおり、小学校では外国語がふえますので、授業時数そのものがふえるのは事実であります。その際、全体として業務を削減する必要があると認識しております。そのためにはどうするかについてですが、先生方一人一人の資質向上ということで研修を深め、効率的な授業準備、あるいは外国語の指導にたけた先生がほかの学級の外国語の授業に入るであるといったように職場全体としてお互いの仕事を補っていく、そのような教科担当の交換などを通じて、職場全体でカバーし合っていく方法もあろうかと捉えております。

○齋藤信委員 残念ながらそれでは効果的な対応にはならない。異常な長時間労働を押しつけている国が、さらに授業時数をふやすということは本当に大問題で、英語科の導入を小学校でやることについては専門家からもいろんな意見があった。それを教員もふやさず、特別の手だてもとらずに強行した国の責任は重大だと思う。しかしそういう中でも大幅に業務を削減できるところは削減する、県教育委員会から模範を示すということですね。

ことしの2月定例会で高田一郎議員が岩手県小・中学校学習定着度状況調査の見直しを提起して、私も9月定例会の一般質問でこの問題を提起しました。全国では、小学校で実施しているのが30都府県で、中学校は32都府県です。全部の都道府県でやっているわけではないのです。そして、これは私も小西和子委員も何度も委員会で指摘をしまいましたが、試験をやること自身が子供たちにも教員にも負担がかかる。特に岩手県小・中学校学習定着度状況調査は教師が採点をしますから、岩手県教職員組合の調査によると、採点と入力に10時間から15時間ぐらいかかり、仕事をふやしている。さらに、そのための事前学習をやっているのが小学校で85%、中学校で36%。全国学力・学習状況調査は小学校が63%、中学校が20%です。岩手県小・中学校学習定着度状況調査のほうが事前学習が多い状況です。県教育委員会はガイドラインで、特別に事前学習をしなくていいと言っているにもかかわらず実態はこうなっている。二重、三重に学校の現場、そして子供たちにも負担を押しつけているのではないか。全国で実施していない県も少なくなくあるわけだから、私は思い切って岩手県小・中学校学習定着度状況調査を見直すべきだと思いますけれども、いかがですか。

○小久保学校教育課総括課長 岩手県小・中学校学習定着度状況調査については、これまでも御答弁申し上げていますが、本県の児童生徒の学習上の課題を踏まえまして身につけるべき学力を具体的な問題の形で示し、調査の有効活用によって授業改善を推進していく、これはまさに効果的、効率的に推進していくことで実施をしております。ただ一方で、教員の負担等に関する御指摘もいただいております。我々県教育委員会としましては、この調査の効果的、効率的といったところをさらに周知して、指導していくとともに、国や市町村の調査もあるわけですので、現在市町村教育委員会の取り組みの実態把握を

行っております。そうした状況を踏まえて、今後訪問を行うなど具体的に意見交換を進め、この調査の全体的なあり方について検討していきたいと思っております。

○**斉藤信委員** そもそも全国学力・学習状況調査が文部科学省の実施要領で学力の一部だと言っていた。だから、全国学力・学習状況調査だって、事前学習は本来必要ないのに、都道府県の成績が出されれば、みんな目の色を変えて競争せざるを得ないという状況に追い込んでいます。そして、輪をかけて県、市町村も全学年で学力テストが行われている。こういう状況をテスト漬けというのです。学力の一部なのに、学力テストをやらないと安心しない。今そこまでゆがんできているのだと思います。一人一人に行き届いた教育というのだったら、子供がどこでつまづいているか担任の先生が一番わかるわけです。そういう教師が現場でゆとりを持って子供たちに指導、授業できることを保障するのが一番の学力向上の道だと思います。テストで点数をつけないと落ちつかないということは重大な誤解だと思います。

PISA（OECD生徒の学習到達度調査）のテストが3年に1回行われました。今回の結果では読解力が日本は15番目まで落ちた。専門家が指摘しているのは、スマホは使うけれども、パソコンを使いこなせない、新聞や長大な文章、論文を読む力がなくなっていることを指摘しています。根本で大事なものは、そういう子供たちが学ぶことは楽しい、学ぶ喜びを培えるような授業なのです。ところが、授業の準備ができないというのが教職員にとったアンケートの答えです。それで、全ての学年でテストをしなければ気が済まないという体質を根本から打開すべきではないかと思っております。

一つ強調したいのは、ことしの3月5日に国連子どもの権利委員会が約10年ぶりに勧告を出しました。学校における競争的な教育システムによって子供たちの成長が阻害されていると、改めて指摘をされました。この勧告は何度目かですよ。だから、世界から見たら、日本の点数主義的な競争主義は異常なのです。その改善が何度も勧告され、今回も勧告された。私は、この国連子どもの権利委員会の勧告を、県教育委員会はしっかり受けとめ、議論して、そしてそれを現場の教育に生かしていただきたい。

そこで、小久保学校教育課総括課長にお聞きします。本会議の答弁でも、岩手県小・中学校学習定着度状況調査について、市町村の実態を把握し、これから意見交換をしますということですが、テンポが遅いと思うが、市町村の実態はどうでしたか。そして、どういうテンポで意見交換を進めるのですか。

○**小久保学校教育課総括課長** 市町村の取り組みの状況把握でございますが、現在各市町村に対して書面によって調査を行ったものを集計しておるので、具体的なものは形として出ておりませんが、過去に御答弁申し上げたとおり、市町村の独自の学力調査の実施状況で申し上げますと、平成30年度、小学校で33市町村、中学校で28市町村が行っております。今回の取り組みの集計、集約を通じ、例えば何年生で調査をやっているか、評価はどういうことやっているものか。県の調査は、御案内のとおり、小5、中1、中2で実施をしており、国の調査は小6と中3です。評価はそれぞれあるわけですが、そういった全体

を踏まえて、調査のあり方について慎重に検討を進めていきたいと思ひます。

また、今後の訪問等につきましてですが、現時点で具体的な計画は立てておりませんが、学力調査もそうですし、授業改善のあり方の取り組み等の方向性、学力向上全体的なところについても市町村教育委員会を訪問して一つ一つ訪問し、きっちり意見交換をしていきたいと思ひます。斉藤信委員御指摘のとおり、学ぶことが楽しい授業づくりというのが最も大事というのは、私どもも同じ考え方ですので、そうした取り組みを進めていきたいと思ひます。

○柳村一委員長 斉藤信委員に申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも簡潔にされるようお願いいたします。

○斉藤信委員 これで終わります。県教育委員会が教員にとっての職場で最も改善してほしいものは何ですかというアンケートで、第1位、業務の全体量を減らしてほしいが49.3%、第2位、非効率的な業務の多さが24.3%でした。私は思い切って業務を削減する取り組みをぜひ進めていただきたいし、私はその中心的な課題の一つが、テスト漬けから脱却するというところで、岩手県小・中学校学習定着度状況調査はいろんな視点から検討していただきたい。最後に佐藤教育長に答弁を求めて終わります。

○佐藤教育長 先ほど小久保学校教育課総括課長から御答弁申し上げたとおりでございますが、他県の状況も参考にしつつ、また市町村教育委員会の意見等も伺いながら、調査方法、調査内容、実施方法等についてしっかり議論していきたいと思ひます。

それから、過度な競争という面よりも、今回のPISAの結果の中で、羽生田文部科学大臣のコメントの中に、デジタル機器の利用についてOECD加盟国と比較すると低調という話もありました。今般国でも小中学校に1人1台パソコンを支給するなど、パソコン導入についても検討されております。私どももICTの活用に着目して、力を入れていく。そこには働き方改革にもつながる部分があるのではないかとと思ひます。いわゆる教材の準備とか授業の準備のために多くの時間がかかるということであれば、これは大型表示装置等、プロジェクターを使って、共通の教材等を活用すれば、一人一人の教員が準備することも省けるといったように活用できていくのではないかとということも、今学びの改革プロジェクトの中で検討しております。

子供たちは、どんどん最先端のICT機器とかを使いこなしていく中で、大人がおくれている面もあります。本県では地理的な条件が不利というハンディもありますから、それを乗り越えるにはICTを活用しての学びもあると思ひますので、そういったところも今後検討を進めてまいりたいと思っております。

○小西和子委員 最初に、校舎制についてですが、宮古商工高等学校の工業校舎に係る学校長印の配置についてお伺いしたいと思ひます。校舎制は2020年度から岩手県で初めて実施される制度でありますから、岩手県教育委員会公印管理規程に明記されておらず、配置できないとされております。校舎制は、2020年度から岩手県で初めて実施される制度でありますから、この規程に明記されていないのは当然でありますので、必要があればこの規

程を改正すべきと考えます。全校生徒 76 人の宮古北高校、108 人の山田高校よりも宮古商工高校は規模が大きいですし、156 人の岩泉高校と同規模の工業高校です。現在、183 人の在校生がいますが、これらの単独校と同等規模以上であり、学校長印が必要なのは明らかであります。試算したところ、この 1 年間で 680 件ほど学校長印を使用することになるのではないかとされていますし、卒業証明書の発行は卒業生も対象となりますから、当日発行の必要があります。県民サービス上からも即時発行の体制を整えておくことが必要であると考えております。また、起案文書は原則として外部に持ち出すことを想定しておりませんし、個人情報に関する文書は事故を防止するためにも最小限としなければならないものであります。働き方改革の観点から、これは一考を要すると考えますが、県教育委員会の考えを伺いたいと思います。

○藤澤特命参事兼高校改革課長 宮古商工高校でございますけれども、来年 4 月から現在の宮古商業高校と宮古工業高校の両方の校舎を使用しまして、一つの学校として機能させる方針ということで決定いたしまして、現在さまざまな環境整備を行っております。公印につきましては、各種証明書、受験時の願書等の作成についても使用しております。現在の公印規程では、小西和子委員から御指摘ございましたように、分校には設置できませんが、各校舎への配置は予定しておりません。校舎制での複数校舎への校長印等の配置によりまして、それぞれの校舎で事務が完結するなど事務処理の迅速化、関係業務の負担の軽減等のメリットもございますことから、公印の使用頻度も踏まえながら、公印規程の改正について検討したいと考えています。

○小西和子委員 検討していただけるということでございますね。ありがとうございます。校長会や副校長協議会、事務長会の役員の方からも、ぜひ意見を聞いて、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、働き方改革という観点から共同利用型校務支援システムを導入すべきと考えます。北海道では 2012 年度より道内市町村が利用できる共同利用型校務支援システムが教育委員会主導で設置、運用されております。道内の学校を一つのシステム、一つのデータベースにより管理することで、人事異動があっても校務の標準化、軽減を実現いたしました。学級担任 1 人当たりの年間平均換算でありますけれども、平均値であります。47 時間から 197 時間との調査結果が出まして、平均で 98.2 時間が軽減されました。生み出された時間は、子供と向き合う時間の増加、児童生徒の情報の蓄積等につながっております。

先ほど千葉絢子委員からの学力向上は親の願いだという発言は、そのとおりなのです。日本はどうかといいますと、部活動などの課外活動の指導時間が OECD 加盟国の平均より 4 倍も多いし、教育委員会からの調査等の一般的な事務業務の時間が 2 倍になっています。肝心の児童生徒と向き合う時間、授業、授業の準備が週 2 時間 18 分であり OECD 加盟国の平均より短いのです。だから、保護者の立場の声を代弁した千葉絢子委員の声はそのとおりで、子供たちはもっと先生方と向き合って、いろいろ相談したり勉強したりしたいと思っているのです。そのためにも、岩手県でも共同利用型校務支援システムの言い方

はいろいろあり、県教育委員会では校務システムと言っていると思いますが、そういったシステムを導入すべきと考えます。それから、その財政措置は国から来ていまして、既に始めている自治体もあると聞いております。全県同じものであれば、どこに転勤しても使えるし、例えばそういうことにたけている教員が転勤していなくなったとしても、使えることになるわけです。そういうことで働き方改革を一步前に進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

○小野寺義務教育課長 統合型の校務支援システムの共同利用についてであります。統合型校務支援システムとは、小西和子委員御承知のとおり、成績処理等の教務系、健康診断表等の保健系、指導要録等の学績系及び学校事務系などを統合した機能を有しているシステムであります。このシステムを都道府県単位で導入することは、教員業務全般の標準化を初め、児童生徒に関する情報や教育委員会と学校との情報などの共有を図ることが可能となり、事務作業の負担が軽減されるなどのメリットがあると認識しております。本年8月に公表された文部科学省の学校における教育の情報化の実態等に関する調査、速報値によると、平成31年3月現在、県内の公立小中学校における統合型校務支援システムの導入率は、小学校14.3%、中学校18.4%となっており、整備に着手している市町村で見ると、33市町村中15市町村という状況であります。

また、県教育委員会として情報収集したところ、高知県においては県内の公立小中学校を対象に本年4月から導入を始め、来年度中には全市町村での運用を目指している状況であります。一方、近隣の青森県、秋田県、宮城県においては、現在使用しているシステムと統合型支援システムとの整合性や、セキュリティを確保するためのネットワーク環境の構築及び財政的に多くの課題があるとのことでした。

今後におきましても、統合型校務支援システムの共同利用について文部科学省や全国の動向を注視しつつ、市町村の意向を丁寧に関心しながら研究を進めていきたいと考えております。

○小西和子委員 大変効果があるという話を実際に使っている学校の職員から聞いております。財政も国から措置されますので、働き方改革を進めるためにもよろしく願います。

働き方改革で、盛岡市では超過勤務時間が減っているか調べたところ、小学校では42校中32校がふえている、中学校では23校中13校がふえているという結果が出ています。それは当然だと思います。新しい業務がプラスになりますけれども、その分何かを削減するかと云ったら、全くできていません。そういうところから、働き方改革をきちきちとやっていかなければならないと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほどから話がありました1年単位の变形労働時間制についてですが、11月7日、萩生田文部科学大臣が变形労働時間制を導入することで学期中は勤務が現在よりもさらに長時間化しては本末転倒であることや、所定の勤務時間を現在より延長した日に授業時数や児童生徒の活動時間も現在より延長されるようなことがあってはならない。導入に当た

っては、まずは業務の削減を前提とする。画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その他特別配慮を要する者など個々の事情に応じて適用すること等を規定すべきである。給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の見直しは3年後に教師の勤務実態調査を実施し、その結果などを踏まえながら、教師に関する勤務環境について、給特法などの法制的な枠組みを含め、検討を行う必要があるとっております。

本来であれば、労働基準法に基づいて超過勤務手当を支給すべきであります。ですけれども、それを計算したところ、1億円にもなるのではないかとされております。とてもそんなお金は準備できないので、何とかならないかということで働き方改革が出てきたと私は捉えております。でも、なかなか残業が減らないので、では変形労働時間制にしたかどうかというのは、教員をまるで機械か何かのように考えているのではないのでしょうか。

そこで、恒常的な長時間労働を固定させるおそれがあること、それから休日のまとめどりとして運用される根拠がないこと、閑散期がなく結果として休日がとれないおそれがあること、夏休み前の回復措置が不十分であること、目いっぱい10時間ずっと働いていって、夏休みにまとめどりではその前に倒れてしまいます。通常の勤務時間を超えて、会議、研修等が常態化するおそれがあること、それから先ほどありました導入等に当たっては職員の意向が反映されないのではないかというおそれがあります。変形労働時間制についての条例については、岩手県では制定すべきではないと考えますけれども、佐藤教育長の御所見をお伺いします。

○佐藤教育長 1年単位の変形労働時間制について、先ほど斉藤委員にも御答弁申し上げました。まず最優先は、長時間労働を是正していくことに今取り組んでいかなければならないということでありまして、それから条例制定の件について、今後国から法律が可決したという状況にあって、いろいろと通知等が出てくると思います。また先ほども申し上げましたように、省令の検討が始まってくるとということで、その内容について、現時点では全く内容が示されておきませんので、そういった状況も見きわめながら対応していきたいと考えております。

○小西和子委員 それから、それに関連するのですけれども、上限ガイドラインの指針についてはどのようにお考えでしょうか。

○山村教職員課総括課長 法改正による指針であります。この指針は学校教育の水準の維持向上に資するため、教育委員会が教職員の健康、福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を文部科学大臣が定めることとされたものです。指針の内容など制度の詳細については、今後国から示される予定でございますので、その状況を注視しながら対応を検討していきたいと考えております。

○小西和子委員 月40時間以内と年360時間以内と資料にありますけれども、私はこの文部科学省のチラシを見てびっくりしたのです。休日のまとめどりによる教職の魅力の向上と、こんなことを言ったって、教職員がどんなに大変な労働をしているかというのは一般

の人たちも周知のことなのであります。こういうことで魅力を向上させて教職員を希望する方をふやしたいと言っていますけれども、全く魅力の向上にはなりません。夏休みも教職員がどんなに働いているかは、皆さんは御存じでないと思うけれども、現場からお見えになっている方たちは御存じだと思うのですが、大変なものであります。ということで、ただいま質問しました1年単位の変形労働時間制、それから上限ガイドラインの指針について、きちんと現場の声を聞いて取り組んでいただきたいと思います。基本的に変形労働時間制については反対であります。

次、教職員の配置についてですが、なかなか加配の配置率が100%にならないのです。前回お聞きしたときは、講師の加配の未配置ですけれども、10月1日現在で小学校が7名、中学校が10名、合計17名の未配置となっておりますし、産休、育休、病休代替の未配置状況については、産休代替に係る未配置は4名、育休代替に係る未配置は2名、病休代替は4名となっておりますが、現在はどうでしょうか。

○**金野小中学校人事課長** 小中学校における加配の未配置につきましては、12月1日現在、小学校6名、中学校5名、合計11名となっております。また、小中学校の産休、育休、病休代替の未配置状況につきましては、12月1日現在、産休代替6名、育休代替1名、病休代替9名となっております。

○**小西和子委員** これはびっくりであります。全く減ってはいない。むしろ病休代替が4名から9名にふえているということは、それだけ病休をとった方がふえているということですよね。現場はどのようにして対処しているのでしょうか、おわかりならばお聞かせください。

○**金野小中学校人事課長** 学校では担任外や、または副校長といった教員がその補充に入ったり、またはそのかわりに業務をこなしている状況でございます。

○**小西和子委員** 学校を訪問することがあるのですけれども、小学校の職員室は誰もいないのです。みんなそれぞれサポートに入ったり、かわりに授業をしたり、校長先生だけが電話番をしているとおっしゃっている学校が多いです。ですから、少なくとも教職員の加配は100%配置していただかなければ、それが将棋倒しのように次々と病気をふやしたりしますし、病休から復帰するときに、その方は無理をさせられないことになり、配慮を要する職員になりますから、そうしますと今度周りの人たちがその分の業務を負うということになります。ですから、教職員があと1人いればという話を聞くことがあります。矢巾町では、町費なのかわかりませんが、教職員が1人ふえたということで、すごくありがたい、教職員が1人ふえることはこんなにも余裕ができるものかとおっしゃっていました。

前から私お話をしておりましたが、少人数学級の実現のために、岩手県は国からの加配220人で少人数学級をつくっています。そこに県単で人件費を充てて、220人を各学校にとすれば、本当に助かると思います。ほかの県より、そこがきついことになっておりますので、そこはきちんと捉えていただきたいと思います。

それから、私が心配しているのは、次年度の教職員の配置でございます。採用試験も終

わって、小学校が 2.7 倍で 1 年前と同じ割合でした。もっと下がるのかと思って心配しておりました。ただ、3 倍を切ると危険水域ということは皆さん御存じだと思います。教職を志す人たちが減っていることは事実でございますので、早く教員になりたいと思うような学校現場にしていかなければならないと思いますし、学校現場に入る教育実習でやめたとなるみたいですので、働き方改革に力を入れていただきたいと思います。業務の削減と人員増についてであります。

次年度の教職員の配置見通しと対策について伺います。数年前は、正規教職員すら 100% ではない年がありびっくりしました。とにかく 100% であるのは当たり前です。臨時の方たちが年度初めに入っていないことがありましたので、年度初めにきちんと講師の方を配置できるようにする方策、それから年度途中で、今も配置されていない方が 27 人いるということですので、年度途中できちんと講師を配置できるような方策もお伺いしたいと思います。

○**金野小中学校人事課長** まず、次年度の教職員の配置につきましては、次年度の児童生徒数及び学校統廃合の状況を踏まえるとともに、国の加配の状況を踏まえて各校の実態に応じた教職員の配置を適切に行ってまいります。また講師の採用につきましては、優秀な人材確保の面から、可能な限り早期に本人に伝えておくことは大事であると捉えておりますので、これまでと同様に各事務所での講師の任用手続を年度末、速やかに進めるよう努めてまいりたいと思います。

最後に、講師の確保についてであります。各教育事務所では、ほかの教育事務所、または近隣の県への照会、ハローワークへの求人登録等により人材確保に努めております。また、教職員課としても、11 月末に開催しました教員採用試験ガイダンスにおきまして、採用試験の説明とあわせて講師の任用についても直接説明し、今後の講師の確保に努めております。引き続き人材確保に努め、講師が確実に配置されるよう対応してまいります。

○**小西和子委員** 何かほかの仕事をしているわけですので、年度途中での採用は非常に難しいですね。ですから、以前にも私お話をしましたが、市町村教育委員会とか教育事務所などで協力して、病休の方がありましたらいつでも代替を配置できるような対策をとっていただきたいと思います。要望しておきます。

それから、先ほど千葉盛委員から話がありました、復興加配のことですけれども、沿岸の子供たちはまだまだケアが必要であります。親、家族、親戚などを亡くされた子供、それから生活再建がままならず、大変不安定な状況で生活をしている子供たちがいっぱいいるわけです。そういう子供たちをしっかりとサポートするためにも、復興加配は必要であります。丁寧に面接をして決めていきますというお話でしたが、実際に子供たちにかかわっている教職員からすると、まだまだ足りないです。そして、せめてこれ以上減らさないでほしいという要望をしておりましたので、先ほど千葉盛委員への答弁もお聞きしましたが、けれども簡潔にお聞きします。

○**金野小中学校人事課長** 復興加配についてであります。沿岸部を中心とした被災地の

子供たちの中には、小西和子委員がおっしゃるとおり、家庭環境の変化や経済的に不安定な状況の中で幼少期を過ごしてきた子供も多く、それらが心理的不安につながり、学習や生活に影響している場合もあると認識しております。そのような状況の中で、復興加配の配置により教職員が子供たちと向き合う時間を確保することができ、きめ細かに対応、複数の目で子供たちの変化を捉えたりすることなどを通して、学力の保障や心のサポートに努めているところであり、学習環境や生活の安定など、学びの場の復興に大きな役割を果たしていると認識しております。次年度もその復興加配は必要であると考えております。沿岸被災地の全ての市町村教育委員会を訪問しました。そこで丁寧に聞き取った状況を国に対して要望しております。

○**小西和子委員** では、最後です。性別で分けない名簿の導入状況についてであります。岩手県教育委員会経営計画では、学校における男女混合名簿の使用率ということで目標値を2019年は小学校50%、中学校31%、高校100%としておりますけれども、直近の導入状況についてお伺いいたします。

○**木村学校調整課総括課長** 性別で分けない名簿の現在の導入状況であります。ことし7月時点の各校種ごとの使用状況は、小学校217校で70.2%、中学校79校で50.3%、高等学校74校で98.7%、特別支援学校15校で100%となっております。このうち、今年度新規に使用を開始した学校数は、小学校90校、中学校44校、高等学校14校であり、さらにこのほか、4月時点では使用していないものの、今年度中に使用を予定している学校数は、小学校27校、中学校30校となっております。

○**柳村一委員長** 小西和子委員に申し上げます。ほかの委員の発言の機会を確保するためにも簡潔にお願いいたします。

○**小西和子委員** 目標値を上回る成果が出ています。県教育委員会から言われたというので、教育長がすぐ導入するよと言った市町村もありまして、県教育委員会が主導するところにも効果があるのかと思っております。これからは、なぜ性別で分けない名簿が必要なのか、実際に学校で実践していくことで男女共同参画社会を実現していかなければならないと思っております。

それでは、佐藤教育長に、働き方改革を含めまして決意をお伺いして終わります。

○**佐藤教育長** まず、性別で分けない名簿の導入について学校現場からのアンケート調査の結果等も上がってきまして、そういったところをつぶさに拝見をしました。中には、よく理解をされていない学校長もいるということで、その理解をしっかりといただかないといけないという意味で、周知徹底に努めたところでございます。

それから、働き方改革について、変形労働時間制の話もありました。これは喫緊に取り組まなければならない課題だと感じております。実際に教職員一人一人と学校長等管理職が面談をしながら、実態を把握して、一人一人と削減の目標を話し合っていくと、部活動はかなり熱心にやられている顧問の先生がいるということで、言いにくいということもお聞きする場面もあります。ただ、今これだけ働き方改革について議論され、また教職員を

目指す人が減っている状況は、あってはならないわけですし、岩手の将来を担う児童生徒ですから、しっかり取り組んでいかなければならないといった使命感を持って現場に入られているわけですから、私どもは現場の先生方が生き生きと仕事ができるような環境をつくる、そして子供たちも生き生きと学んで、そして育っていく環境をつくっていくために、さまざま議論しながら、知恵を出しながら支えていきたいと考えております。

○上原康樹委員 昨日は御答弁ありがとうございました。あれで終わろうかとも思ったのですが、どうしても一つ言っておきたいことがありました。これまで幾度も言われてきた数字がありますけれども、一カ月 100 時間を超える時間外労働をした先生は公立学校の場合では 668 人です。その先生に対する産業医の面接指導を受けた先生は誰もいなかった。平成 29 年度ゼロ。この数字は、言いにくいのですけれども、あからさまです。これは、教師たちの意思表示だと思います。

簡単に整理しますと校長先生、教頭先生、幹部の教師の皆さんなど管理者がいる。そして、心身の病を抱えた教師がいる。そして、もう一方に産業医がいる。このピラミッドがバランスよく成り立っていればいいのです。ところが、管理者と産業医は非常に連携するものなのです。普通の主治医である、一般の医者とは違う点です。一つの制度の中に組み込まれた医者です。したがって、管理者と産業医の連携はパイプが太いという認識を前提に持ってください。

例えば非常に出しにくいケースなのですが、普通の会社で、社長のパワハラにより、ブラックな労働をさせられた結果、社員が精神の不調になります。そこで産業医が登場するわけです。どういうことが起きるか。会社側と日ごろから連絡し合っている産業医であれば、会社からの不利益な扱いを受けて精神的に不調を来した労働者の声というのは、会社側には不都合な声になるわけです。結果、労働者に不利益な指導、対応が行われる。世の中ではブラック産業医という言葉を使っています。もう既に社会問題になり始めています。誤解であればいいのですけれども、今企業側と産業医の結託が世の中でささやかれているという背景を知った上で、この 668 人の月 100 時間を経験している先生たちが一人も産業医の面接指導を受けなかった。これはあからさまな不信感ですよ。

治療して仕事に復帰しようとするとき、それは無理ですということで、会社も、では退職していただきましょうという事例がもう報告されているのです。一つ間違えると、労働者、教員を追い詰める、そして追い詰めかねない制度だと思います。この産業医が悪いと言っているのではないのです。産業医と学校側のトップとの関係が教員に絶対に不利にならないという保障があればいいのです。だけれども、ここは何の保障もない。それが教員の怖いところだと思います。そんなことはあり得ないと思いたいです。学校の先生も聖職者、医者も聖職者、だけれども、世の中にはいろいろな利益関係があります。生まれてしまいます。こういう不安を残したまま、皆さん、産業医に相談しましょうと明るく言っても、普通の大人は二の足を踏んで、ひそかに自分の主治医、かかりつけの先生に走っていらっしゃる学校の先生がいるのではないかと、考えたくないイメージなのですけれども、

そう思っております。

危機管理というのは、最悪の事態を常に考慮して、先回りして、そういう可能性というのを潰していく、ないし不安を払拭していくことが大事だと思います。教師の皆様方、それから医師の皆様方には、若干心外な物言いだったかもしれませんが、昨日一般質問が終わったときに、このことを申し上げられなかったことをひどく悔やみました。佐藤教育長、御所見をお伺いします。

○佐藤教育長 まず、産業医による面接指導についての考え方でございますけれども、メンタルな面のみならず、医学的な知見に基づいているものでございまして、長時間労働と脳疾患あるいは心臓疾患の発症の関連性が強いということでございます。また、長時間労働をした教職員のほかにも、心身に不調を来しているということで本人が面接指導を希望することは、教職員に関してできることになっております。こういったことで、教職員の健康を守るために産業医を導入しているわけですが、また学校現場でそういった不安の払拭に向けて、教職員同士がお互いに健康を守る、それが職場の活性化にもつながる、あるいは1人もし病気で欠ければ、それは他の先生方に負担がかかるということもありますから、職場のみんなですっかり健康的な職場づくりをしていこうということで、お互いに健康に対しても意識を持っていただくということも大事だと思っております。そういったことで、働き方改革プランに掲げる取り組みをしっかりとやって、長時間労働の是正に努めていきたいと考えております。

それから、先ほど上原康樹委員がブラック産業医というお話をされました。医師と管理者との関係性でございますが、本県の産業医については、県内各地区、それぞれの民間の開業医といった方である29名にお願いしております。個々の医院、クリニック、中には県立病院のドクターといった方々との関係で産業医をお願いしているというやり方でありまして、上原康樹委員が御懸念されているような民間企業と産業医とのつながりということは、本県の産業医の場合はないと思っており、そういった御懸念ではなく、昨日も答弁させていただきましたけれども、教職員が安心して面接指導を受けるといった環境をしっかりとつくっていくことを取り組んでいきたいと考えております。

○上原康樹委員 そうしますと、岩手県内においては上司のパワハラで心がおかしくなってしまったという教師、事例はないのですね。いかがですか。

○山村教職員課総括課長 教職員の中には一定程度メンタルで休んだり、業務がなかなかできない状況ということもございます。その中には家族関係、職場での問題、あるいは別の問題だったり、いろいろな要因があると思われまして。そういった要因の一つには、職場での人間関係もあるのかと思います。

○柳村一委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○山村教職員課総括課長 先ほど御説明させていただいた給与改定に伴う1人当たりの増加額でございますが、先ほどお話しした額には、共済費であったり、通勤手当であったり、そういったものが含まれておりましたし、計算した人数もやや確認が不十分だったことも

あります。それで、計算しました1人当たりの増加額は約2万4,000円でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。それで、私も一つ訂正させていただきます。外国語の授業が入ることによって、年間ふえる授業時数は35時間でした。私は32時間と言ったはずですので、訂正しておきます。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、政策地域部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち政策地域部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小野副部長兼政策推進室長** 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第4号）中、政策地域部関係の予算について御説明申し上げます。

便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の53ページをお開き願います。政策地域部関係の補正予算でございますが、10款教育費、9項私立学校費、1目私立学校費について20万9,000円を増額しようとするものであり、これは給与改定を踏まえまして、私学振興に係る職員の人件費を補正しようとするものでございます。

以上で議案第1号についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**柳村一委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって政策地域部関係の議案の審査を終わります。

次に、政策地域部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第4号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第5号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、以上2件は関連がありますので一括

議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○工藤学事振興課総括課長 請願陳情受理番号第4号私学助成の充実強化等に関する請願及び受理番号第5号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願について説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、お手元にお配りしております資料により御説明をさせていただきます。

まず、資料に沿いまして、請願陳情受理番号第5号、項目1の運営費補助についてであります。私立学校の振興を図ることは本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところであります。私立学校に対する運営費補助につきましては、生徒1人当たり補助単価を毎年度、国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきておりまして、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第4号、項目5及び受理番号第5号、項目7中の私立高等学校等の就学支援金制度並びに受理番号第4号、項目6の私立中学校等の生徒等への就学支援金制度についてであります。資料1ページの2、就学支援についてをごらん願います。国の現行の就学支援金制度では、高校生等の授業料に充てるため、年収約910万円未満の世帯を対象に、年額11万8,800円以上で世帯収入区分ごとに定められている額の支援金を支給しており、国ではその支給限度額を令和2年度から引き上げ、実質無償化を実現することとしております。

県では、知事から政府予算への提言・要望などにおいて、国に対してその確実な実施について要望してきたところでありますが、今般国の令和2年度概算要求において実質無償化を実現する内容を含んだ予算が盛り込まれたところでありまして、次の2ページの表をごらんいただきたいと思いますが、年収約590万円未満の世帯の生徒等を対象に、支給限度額を私立高校の平均授業料を勘案した水準まで引き上げる内容とされております。また、私立高等学校の専攻科等の生徒への修学支援につきましても、国では令和2年度から都道府県が高等学校等就学支援金に相当する額を支援する事業を行う場合に、国がその所要額を補助する予定とし、そのための予算が概算要求に盛り込まれております。

次に、資料3ページ、(3)をごらん願います。私立小中学生につきましても、授業料の負担軽減を図るため、平成29年度から国の事業によりまして、年収400万円未満の世帯を対象に年額10万円を上限として支援しておりまして、国の令和2年度概算要求においてもそのための予算が盛り込まれております。

次に、請願陳情受理番号第5号、項目2及び項目3の授業料減免補助及び入学金減免補助について、資料3ページの3をごらんいただきたいと思いますが、本県では平成30年度から私立高校生について、年収350万円未満相当の世帯を対象に、国の就学支援金を超える部分の授業料について減免補助を県単独で実施しておりますし、そのほか不慮の災害や家計急変の世帯を対象にした授業料減免補助、それから恐縮ですが、次の4ページにお進み

いただきまして、高校専攻科生の年収 350 万円未満相当の世帯を対象に授業料減免補助を行っております。

また、入学金減免補助につきましては、生活保護受給世帯の高校生等を対象として支援を行っております。引き続き保護者の教育費負担を軽減し、経済的に就学が困難な生徒の支援に努めてまいりたいと考えております。

また、被災幼児児童生徒に対する支援につきましては、これまでも入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等への助成を行いますとともに、被災高校生の場合にはいわての学び希望基金を活用して、教科書、制服及び修学旅行に係る費用を給付しておりますが、平成 30 年度からは大学等への進学のための一時金も給付しております。

次に、請願陳情受理番号第 4 号、項目 4 及び受理番号第 5 号、項目 4 の冷房設備への補助制度についてであります。私立学校の冷房設備の整備に対する補助につきましては、国の認定こども園施設整備交付金や教育支援体制整備事業費交付金、恐れ入りますが、5 ページにお進みいただきまして、私立学校施設整備費補助金が活用できるものであります。なお、公立小中学校等につきましては、国から設置する自治体に対する冷房設備対応に係る交付金がございます。県では、私立学校が活用できるこうした補助金を周知しながら整備を推進してきておりますけれども、昨年などの夏の状況も考慮しまして、昨年度中に県単独の補助制度として運営費補助制度の緊急安全対策事業を創設しまして、保健室などへの空調設備の整備に係る経費を補助しております。昨今の生命にかかわる猛暑に対処するため、私立学校への冷房設備の設置に向けて制度の活用を促進し、安全で安心な教育環境の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、資料 6 ページをお開き願います。請願陳情受理番号第 4 号、項目 3 及び受理番号第 5 号、項目 5 の耐震化への補助についてであります。私立学校施設の耐震化につきましては、耐震診断、耐震改修及び耐震改築について、国の事業に対応した県のかさ増し補助制度を設けて支援しておりますし、あわせて国に対して支援制度の拡充を要望しているところであります。引き続き支援制度の周知、活用を促進して耐震化を進め、安全で安心な教育環境の整備充実に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 4 号、項目 2 の I C T（情報通信技術）環境の整備についてであります。私立学校における I C T 環境の整備につきましても、国の補助制度により継続的な支援がなされております。制度の周知、活用を促進して、I C T 環境の整備など教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第 5 号、項目 6 の新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業についてであります。この補助は、私立高等学校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて本県が県単独で創設したものでありまして、スポーツの強化や国際交流などの特色ある教育活動を支援しております。厳しい財政状況ではありますが、平成 20 年度以降、今年度までで 1 億 5,000 万円の補助額を確保してきております。県といたしましては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識

しておりますので、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、資料の7ページをごらん願います。最後に、請願陳情受理番号第4号、項目1及び受理番号第5号、項目7の国の私学助成制度についてであります。国の私学助成の大きな柱であります私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒等1人当たりの国庫補助単価につきましても、令和2年度文部科学省予算の概算要求においても同額要求がされておりますし、また国の過疎高等学校特別経費補助金の生徒1人当たり国庫補助単価につきましても、令和2年度概算要求において今年度と同額での要求がされております。就学支援金制度につきましても、政府予算への提言・要望などを通じて制度の見直し拡充を要望してきたところでありまして、先ほど御説明いたしましたように、国の来年度概算要求では年収約590万円未満の世帯については、実質無償化を実施するための内容が盛り込まれておりますが、引き続き制度の見直し拡充について要望活動を続けてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○柳村一委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○城内よしひこ委員 私立高等学校において経済的理由で中途退学をされた生徒はいるのか。また、経済的理由で修学旅行等に行けない生徒はいるのか。わかる範囲で教えてください。

○工藤学事振興課総括課長 県内の私立高校において経済的理由で中途退学された生徒数につきましては、国が毎年度調査している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査がありまして、それによりますと本県では経済的理由により中途退学した生徒は、過去3年でいいますと平成28年度1人、平均29年度2人、平成30年度はなしとなっております。修学旅行に行けなかった生徒の状況については把握しておりませんので、御了承願います。

○千葉盛委員 1点だけお伺いします。受理番号第5号の6番、新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業を2005年度の補助額に近づくように増額することということで、賛成しかねる部分があるのですけれども、現実的に6番の部分についてどうお考えかお伺いいたします。

○工藤学事振興課総括課長 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業は県単の補助事業でありますけれども、これについての考えであります。この補助制度は、先ほど申し上げましたが、全国に先駆けて昭和55年度から県単独で創設した事業であります。最初、3,000万円の補助予算額でスタートしております。それから学校づくりの支援の重要性ということで予算を可能な範囲で拡充しながら、平成17年度にピークの3億2,000万円の予算だったのですが、その後厳しい財政状況を踏まえて減額せざるを得ない状況になり、平成20年度以降は少しずつ減っております。平成20年度以降は1億5,000万円に減りましたが、その後は1億5,000万円の補助額を確保してきており、補助対象事業を厳選するなどもしながら、東日本大震災津波を経ておりますけれども、その額を維持し、私どもとしてはこの予算の確保に努めていきたいと考えております。

○千葉盛委員 わかりました。事業費を増額していくことに対して現実的にどうなのか、お答え願います。

○工藤学事振興課総括課長 実際の増額につきましては、むしろ生徒数の減少とかの中で、この額を維持していくというのは財政当局に頑張って説明して、継続してきておりますので、いずれこの額については担当部局としては維持、確保していきたいと考えております。

○千葉盛委員 それはもちろん維持していただいて、現実的に増額できるものなのかどうかといった部分をお伺いしています。

○工藤学事振興課総括課長 もちろん私学振興を所管する担当課としては、増額したい気持ちはやまやまですけれども、あとは県全体の財政状況からの判断になるという認識でございます。

○千葉絢子委員 私立学校費にかかわってくる問題ですが、平成30年度決算では57億円、今回の補正で約62億4,000万円になった。1年で5億円程度増えております。一方で、子供たちの人数は減っており、公立学校は高校再編の議論で規模縮小、募集停止等の措置をとらなければいけないわけです。先日行われた県立高校再編後期計画についての地域検討会議で、700人規模で定員を持っている私立学校と、その周辺の小規模校との兼ね合いについてどうするのだという意見が委員から出ました。子供の数が減っていく、その一方で、私立学校は教育のこれまでの貢献度、今後の期待感、そして国の方針によって運営費がこれからも拡充されていく方針となっています。私はここの議論がかみ合っていないという印象があります。今、できる限り増額していきたいと工藤学事振興課総括課長から話がありましたが、再編にかかわっている検討会議の方々から聞いたらどう思うかと疑問に思っております。改めて、公立高校と私立高校のバランスについて政策地域部はどのように考えるのか、ふるさと振興の観点からもお伺いしたいと思えます。

○工藤学事振興課総括課長 公立高校、私立高校のバランスなどの基本的な考え方についてという御質問だと思います。まず私立高校につきましては、それぞれの建学の精神に基づいて設立して学校運営しているという私立の学校という性格がありますけれども、特色ある教育活動を展開して、県立高校、公立高校とともに県内の高等教育の充実に大きな役割を果たし、大きな位置を占めております。それから、関係法律、私立学校法などにおきましても、公立学校とともに私立学校の役割は大きいとされておりますし、そういったことから法律に基づいての裏づけもあって、私学助成を行っております。

なかなかうまく言えないかもしれませんが、大まかに言うと、公立学校もあり、そして私立学校もあり、それぞれが充実していくことが本県の高校教育の充実につながると思えます。あと千葉絢子委員から前にも御指摘いただいているふるさと振興ということも非常に大きな課題であり、重要なことでもあります。それも含めまして、前の決算特別委員会の審査でもお話しさせていただきましたが、当政策地域部と県教育委員会と、それから私立学校関係者で、正式なものとしては岩手県公私立高等学校連絡会議という会議も開きながら情報共有しております。まずはそういった課題認識を、公立学校、私立学校、お

互いに充実させていく。全体が少子化で、一方では公立学校も、私立学校も充実させていく必要がある。そして、あわせてふるさと振興をしていく必要がある。そこが重要だということを確認しながら、それを一緒に、全部うまくやっていくにはどうしたらいいかというのを一緒に考えていきたいと思いますということになっております。

○千葉絢子委員 1校で700人規模の学校があり、一時期は合格者が1,000人近くになったこともありました。盛岡地域の子供たちの4分の1ぐらいがその学校に行ってしまうということになるわけです。そうすると、周辺部の高校はダウンサイジングしていかなければいけない。先生方の配置や、人数も限られてきて部活動にも支障を来している学校がふえてきている中で、私立学校だけが維持、拡充をしていくために予算を獲得していくということが、果たして県民の理解が得られるかということを考えていただきたいと思えます。

岩手県は私立の高校教育が充実している地域だけではありません。選択できない葛巻町、軽米町等、県北沿岸地域の子供たちは困っています。大人たちも困っています。そこで、私立の高校を充実していくことが地域振興、ふるさと振興につながっていくのか。そういったところを首長たちが気にしています。市町村長はじめ、地域から高校を無くさないでくれという動きをして、県議会でもたくさんの議員がそれにかかわっています。そのことと私学振興は、もしかすると相反する方向性にもなり得るのではないかと。ここは丁寧に議論をしていただきたいと思えます。

請願の受理番号第4号の項目6で、私立中学校の生徒等への就学支援金制度の拡充強化を求められています。皆さんご存知のとおり、岩手県の県債残高は1兆3,600億円です。昨年度の当初予算額は9,797億円、そのうち97%の行き先が決まっております。緊縮財政を強いられています。つまり、新規事業、事業拡大に使えるお金は330億円となり、それを皆さんでどう事業に振り分けていくべきかと取り合っている状況になっています。それを県民利益のために、最大公約数というか最大公倍数になるのか、使っていくためには、もっと広い視野で学校教育を考えていかなければいけないと思えます。実際、就学支援も年収910万円以下の家庭に行われています。余裕のない家庭は私立中学に出さない。近所の公立でいいじゃないかとなります。ひとり親、年収400万円以下の方などが主流を占めている本県において、私学振興を促進し、就学支援金という形で税金を出していくのは本当にいいことなのか。それより公教育を充実させていくべきだと思っています。多くの子供たちが通っているのは公立の学校なのです。私も高校まで県立、そして市町村立学校で育ってきました。その学校に通う大多数の子供たちをどうしていくかも非常に大事な観点だと思っています。私立学校費の57億円なり62億円が、実際、私学の中でどのように使われているのか。生徒が減っていく中で、学校を維持するために必要な経費も含まれているのであれば、公教育がダウンサイジングを迫られている場合、私学もダウンサイジングを考えていくべきではないかと思っています。

耐震化、冷暖房などの命にかかわるものについては賛成いたします。この政策評価レポ

ートを拝見すると、耐震化を満たしている割合は私立学校 87%、公立高校に関しては 99.1%と進んでいます。これは早急に私立学校でもやらなくてはならないと思います。それ以外について、私立高校が建学の精神を持って賛同するのであれば、ふるさと振興、また地域振興に貢献をしてくれる学校を吟味したり、課題解決につながるような教育をしてくれるような私立高校に持っていくような助言をしてもいいのではないかと考えています。文部科学省は大学の運営費に関して、公立、私立にかかわらず地域課題に取り組む学校に重点配分する方針にしています。岩手県も国の方針に従って、ふるさと振興に貢献をしてくれる私立学校に重点的に配分するという転換を迫るべきではないかと思うが、その点に関していかがか。

○**小野副部長兼政策推進室長** 今千葉絢子委員から非常に大切な御意見をいただいたと考えております。基本的に、先ほど工藤学事振興課総括課長から御説明申し上げましたけれども、各私立学校におきましては、それぞれの建学の精神などに基づいて、さまざまな特徴がございます。そうした特徴を十分に生かしながら私立学校として教育活動を進めていただいているといったことで、それぞれが地域課題の解決につながる面もあると考えております。

ただ一方で、先ほど千葉絢子委員からも御指摘ございましたように、人口減少が進む中、あるいは県の厳しい財政状況といったことがありますので、全体最適といった形でさまざま議論が進んでいき、その中で最適化を求めていくということは極めて重要と思っております。そうしたものもございますので、先ほど話がありましたけれども、岩手県公私立高等学校連絡会議におきまして、まずは一堂に会して全体の中での情報共有、意見交換を進めていくといったことがございます。その中では、当然我々県といたしましても、これは大学、高等教育機関も含めてなのですけれども、地域課題の解決、ふるさと振興、地方創生、人口減少対策は県、市町村だけではなくて県全体として取り組んでいくといったことがありますので、一つのテーマとして、それぞれ特色ある教育活動を進める中で、こういった取り組みを進めていただけるかについては、意見交換のテーマとして十分に意味のあるといえますか、必要なことだと思っております。この辺について、どのような形で全体での議論を進めていくことがいいのか、しっかり検討を進めてまいりたいと思います。

○**斉藤信委員** 今の議論にかかわって、私立高校の定員と入学者数の推移を示してください。

○**工藤学事振興課総括課長** 私立高校の定員と入学者数といいますか、もしよろしければまず全定員と全実員……（斉藤信委員「総数」と呼ぶ）実人数で回答させていただきたいと思っております。過去をさかのぼりますと、全部5月1日現在ですけれども、まず平成27年度は定員8,475人に対して実生徒数6,680人、平成28年度は定員8,385人に対しまして実生徒数6,757人、平成29年度は定員8,295人に対しまして生徒数6,806人、平成30年は定員8,295人に対しまして生徒数6,604人、令和元年は定員8,295人に対して生徒数6,445人となっております。

○**斉藤信委員** わかりました。私立学校の入学者数も、去年、ことしは減少ということですから。一部の高校で入学者が定員を超えてふえているという状況はありますか。

○**工藤学事振興課総括課長** 一部の高校で定員を超過している状況はございますが、それにつきましては県から指導、あるいは是正対策の報告をいただいて、大方は是正されておりますけれども、ただ一部まだ超過している私立学校がありまして、引き続き指導をしております。

○**斉藤信委員** 私立学校は私立学校で努力して、一時定員を大幅に超えて入学者を集めていたという学校があって、ここでも議論になったことがありますので、それはしっかりと是正をさせるということと、県立高校と私立学校のバランスというのは、人口減少の中で大いにこれは協議されていくべきものと思います。それと、私学教育は公教育の一環なので。そして、私立学校に対して特に国の支援が弱いために、私立学校に入れば授業料が高過ぎ、学費の負担が大き過ぎたというのが日本の高校教育の重大な問題で、その是正が着実にこの間図られてきた。だから、公立学校に入ろうが、私立学校に入ろうが、本来教育は機会均等という立場で国は責任を持たなくてはならない。私学教育は公教育の一環なので。私は、そういう意味でいくと、私学に対する助成支援はさらに拡充されなくてはならないし、この間は不十分であるけれども、着実に拡充されてきているのも事実だと思います。

それで、個別の問題でお聞きしたいのは、資料の2ページで、私立高等学校授業料実質無償化ということですが、これは年収590万円までの世帯は基本的に無償化になるという説明でした。この図では、私立高校の平均授業料を勘案した水準ということで、請願の中には40万円と書かれているのだと思いますけれども、この平均授業料はどのように設定されるのか。県内の私立高校の授業料の平均はどの程度になっているのか。

○**工藤学事振興課総括課長** 国で予定しております私立高等学校の実質無償化につきまして、平均授業料を勘案した水準、支給上限額についてのお尋ねであります。具体的な支給上限額については国が設定する予定ですが、現在文部科学省から聞いているところでは、文部科学省と財務省とで現在具体的な詰めを行っているところでありまして、会議での説明では年末ごろまでに大方決まる見通しで、制度の詳細については年度末までに示す予定と聞いております。

それから、本県の私立高等学校の授業料の平均でいいますと、今年度、年額で31万7,538円でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。試算だと全国的には40万円が平均ということだと思いますが、岩手県の平均が31万7,538円になる場合、実態に合わせて上限まで保障されるということですね。

○**工藤学事振興課総括課長** 国から聞いているところでは、国が設定します上限額については、2018年度ですと平均39万9,000円です。財務省と協議中ということですが、この金額までは引き上げるということですので、その金額よりも各私立高校の授業料が低い場合

は実質負担がなくなることと考えております。

○**斉藤信委員** 県内の私立学校もアンバランスはあると思いますけれども、39万9,000円、約40万円が保障されれば、基本的に県内の場合は年収590万円までの世帯は無償化が実現される。ただ、私立学校の場合、問題があるのは、施設整備費があつて、少し前は授業料と施設整備費がほとんど同額でした。ですから、それでもまだ私立学校の場合は公立と比べて負担があるというのも実態だと思います。

それで、先ほどの説明をお聞きして、基本的には国も着実に経常的経費も増額し、県も必要などころについては単独で支援もされてきているということですので、ぜひ請願項目については、項目ごとにしっかりとそれぞれ賛否を明確にして採択していただきたい。

○**伊藤勢至委員** 先ほど私学助成についての議論があつたが、昔の人は、50年の計を立てらば山に木を植えよ、100年の計を立てらば人を育てよと言っていた。私立であれ、公立であれ、今、学んでいる子供たちがこの岩手県を背負っていく。将来の岩手を背負っていく。そういう観点からいくと、格差があつてはいけないし、それぞれが競い合っていく、ライバル関係にあつていいのだと思う。したがって、教育を金ではかつてはいけないと思う。したがって、公立であれ、私立であれ、岩手県の人材として、平等に将来成長していくべき人間として、人材として支えていくべきだと考える。いろんな県民の声を聞きながら対応をしていただくよう、偏らないようお願いをしたいと思う。

○**小野副部長兼政策推進室長** マクロで見るか、ミクロで見るかといいますか、一人一人の生徒で見るかといったように、双方あるかと思えます。生徒一人一人の立場から見れば、教育における平等といったものがありますので、この基本的なところについてはしっかりと行い、外してはならないと考えております。格差がないように平等に教育が行われることが基本になると考えています。そういった点を大切にしながら、また先ほどふるさと振興、また地域全体としてどう盛り上げていくか、どのように課題解決につなげていくかといった点も、県全体の課題として大変重要なことだと思います。そこについてうまく、個々、それから地域といった両方の視点を大切にしながら、引き続き取り組んでまいりたいと思えます。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思えます。

まず、受理番号第4号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」「項目別で一部採択」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○**柳村一委員長** 再開します。

本請願については項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない事項があるときは、当該事項を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1、5及び6を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1、5及び6は採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で請願項目の2、3及び4を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立全員であります。よって、請願項目の2、3及び4は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第5号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「一部採択」「採択」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 一度休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開いたします。

本請願については項目によって意見が異なります。御承知のとおり、本県議会先例では、請願中採択できない項目があるときは、当該項目を除き採択することとして一部採択を認めております。ついては、項目によって意見が異なる委員がいる場合には項目ごとに採決を行うものでありますので、御了承願います。

初めに、本請願の中で請願項目の1、2及び3を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、請願項目の1、2及び3は採択と決定いたします。

次に、請願項目の6を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、請願項目の6は採択と決定いたしました。

次に、請願項目4、5、7を採択することに……

○千葉絢子委員 委員長、済みません。項目の7は不採択で。ここ分離していただいて…面倒かけて済みません。

○柳村一委員長 次に、請願項目の7を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立多数であります。よって、請願項目の7は採択と決定いたしました。

次に、請願項目の4及び5を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳村一委員長 起立全員であります。よって、請願項目の4及び5は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○柳村一委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思えます。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりにすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって地域政策部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○斉藤信委員 1点だけお許しをいただいて。政府の消費税を活用した大学の無償化にかかわって、実は県立大学で今実際に授業料減免になっている学生が、大学の無償化によって受けられなくなる。全国的にこれは大問題になっております。今県立大学で授業料を免除されている人数が大学の無償化が導入されたときにどうなるのか、実態を示していただけますか。

○工藤学事振興課総括課長 国の高等教育の無償化によります県立大学への影響でありませぬけれども、県立大学では現在大学独自に年収約460万円未満の世帯の学業優秀と認められる学生に、大学、短大、大学院の授業料を全額免除しております。実績でいいますと、前期と後期で減免しておりますので延べになりますけれども、平成29年度は延べで544名、平成30年度は延べ535名が授業料を免除になっておりますし、それから今年度の見込みですと延べ594名の減免が見込まれております。

一方、来年度から始まる国の無償化の制度につきましては、年収約380万円未満の世帯

の学生を対象として、授業料を段階的に、3段階で減免することになっております。国の新制度では県立大学の現在の減免制度よりも対象範囲が狭くなりますし、現在県立大学で対象にしている大学院生は対象外となります。県立大学の試算によりますと、来年度減免になる見込み数は延べで482名が見込まれるということで、今年度よりも延べで112名が減少するという見込みになっております。

○**斉藤信委員** 授業料減免を受ける実数が112名減る。もっと正確に言いますと、全額免除はことしの見込みで594人が246人になり半分以下になります。3分の2免除が136人で、3分の1免除が100人ですから、総数が減って全額免除は半分以下になると。本当に消費税増税を財源にしてやると言いながら、現行よりも改悪されてしまうということは詐欺的なやり方ではないのか。そういう点で、今まで減免の財源があったと思うけれども、この財源の来年度の見通しは今の段階でわかりますか。

○**工藤学事振興課総括課長** 現在県立大学で独自に実施しております授業料減免の財源についてでありますけれども、現在の財源は地方交付税が財源となっておりますけれども、国の新制度の開始に伴って見直す必要があると言われていたのみでありまして、来年度以降の具体的な算定方法については、まだ示されていないところであります。国の新制度の授業料減免の財源自体については、国が地方交付税で全額措置すると方針が示されていますけれども、一方で現在県立大学、各公立大学で独自に実施している分に地方交付税を充てているというものについては、まだ決まっていないところでありまして、県としては引き続き、今減免を受けている学生が不利益を受けないように措置してほしいと国に要望しております。

○**斉藤信委員** 今明らかにしたように、消費税増税する一方で、大学の授業料の減免の枠を狭める、減免の額を減らすことは絶対にあってはならない。これは全国的な問題で、県立大学だけでなく岩手大学でも起きている問題ですので、ぜひ声を上げて、基本的に現状は維持するというところで頑張っていただきたい。終わります。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって政策地域部関係の審査を終わります。政策地域部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ちください。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、「ラグビーワールドカップ2019釜石開催について」といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議がないようですので、さよう決定しました。なお、詳細については

当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の県内・東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、12月18日に日帰りの日程で実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。